

有価証券報告書

(第137期)

平成28年4月1日
平成29年3月31日

株式会社高知銀行

E03664

目次

表紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	3
4. 関係会社の状況	4
5. 従業員の状況	4
第2 事業の状況	5
1. 業績等の概要	5
2. 生産、受注及び販売の状況	17
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	18
4. 事業等のリスク	20
5. 経営上の重要な契約等	22
6. 研究開発活動	22
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	23
第3 設備の状況	25
1. 設備投資等の概要	25
2. 主要な設備の状況	26
3. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
(1) 株式の総数等	29
(2) 新株予約権等の状況	35
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	40
(4) ライツプランの内容	40
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	40
(6) 所有者別状況	41
(7) 大株主の状況	41
(8) 議決権の状況	43
(9) ストックオプション制度の内容	44
(10) 従業員株式所有制度の内容	49
2. 自己株式の取得等の状況	51
3. 配当政策	52
4. 株価の推移	52
5. 役員の状況	53
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	56
第5 経理の状況	69
1. 連結財務諸表等	70
(1) 連結財務諸表	70
① 連結貸借対照表	70
② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	72
③ 連結株主資本等変動計算書	74
④ 連結キャッシュ・フロー計算書	76
⑤ 連結附属明細表	123
(2) その他	123
2. 財務諸表等	124
(1) 財務諸表	124
① 貸借対照表	124
② 損益計算書	126
③ 株主資本等変動計算書	127
④ 附属明細表	136
(2) 主な資産及び負債の内容	137
(3) その他	137
第6 提出会社の株式事務の概要	138
第7 提出会社の参考情報	139
1. 提出会社の親会社等の情報	139
2. その他の参考情報	139
第二部 提出会社の保証会社等の情報	140

[監査報告書]

[内部統制報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月28日
【事業年度】	第137期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 森下 勝彦
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【電話番号】	高知（088）822-9311（代表）
【事務連絡者氏名】	経営統括部長 吉村 卓浩
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町3丁目10番7号 株式会社高知銀行東京事務所
【電話番号】	東京（03）3865-1781
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 大上 浩司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社高知銀行松山支店 （愛媛県松山市南堀端町5番地5） 株式会社高知銀行東京支店 （東京都千代田区岩本町3丁目10番7号） 株式会社高知銀行徳島支店 （徳島県徳島市東船場町2丁目32番地） 株式会社高知銀行大阪支店 （大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号） 株式会社高知銀行高松支店 （香川県高松市築地町16番17）

（注）徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)	(自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日)
連結経常収益	百万円	26,307	25,500	25,873	25,114	24,155
連結経常利益	百万円	2,634	3,912	5,263	3,606	3,156
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	2,101	3,151	3,922	3,012	2,206
連結包括利益	百万円	4,912	2,631	7,182	2,798	1,551
連結純資産額	百万円	59,805	61,855	68,523	70,863	71,967
連結総資産額	百万円	973,015	1,012,618	1,051,033	1,055,705	1,092,427
1株当たり純資産額	円	419.38	437.01	500.99	523.01	532.32
1株当たり当期純利益金額	円	18.46	28.93	36.56	27.64	19.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	7.59	14.54	19.28	14.83	9.51
自己資本比率	%	5.91	5.87	6.27	6.45	6.33
連結自己資本利益率	%	3.78	5.38	6.25	4.49	3.21
連結株価収益率	倍	6.33	5.42	4.73	4.19	6.60
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	6,063	23,929	17,828	△1,010	26,874
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	3,724	△22,311	△1,290	△2,010	△7,439
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△4,992	△491	△526	△467	△458
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	29,047	30,175	46,187	42,698	61,675
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	975 [231]	957 [235]	924 [256]	914 [265]	911 [264]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第133期	第134期	第135期	第136期	第137期
決算年月		平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
経常収益	百万円	19,935	19,273	19,962	18,838	18,278
経常利益	百万円	2,235	3,550	4,883	3,365	2,883
当期純利益	百万円	1,992	3,034	3,800	2,928	2,113
資本金	百万円	19,544	19,544	19,544	19,544	19,544
発行済株式総数						
普通株式	千株	102,448	102,448	102,448	102,448	102,448
第1種優先株式		75,000	75,000	75,000	75,000	75,000
純資産額	百万円	56,290	58,167	64,547	66,682	67,522
総資産額	百万円	964,414	1,002,877	1,041,445	1,045,667	1,082,187
預金残高	百万円	882,414	892,278	906,202	901,642	900,057
貸出金残高	百万円	646,824	659,743	675,254	682,320	688,750
有価証券残高	百万円	279,491	301,980	309,037	307,979	313,285
1株当たり純資産額	円	406.45	423.98	486.69	507.65	515.55
1株当たり配当額						
普通株式	円	2.50	3.00	2.50	2.50	2.50
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(1.00)	(1.00)	(1.00)	(1.00)	(1.00)
第1種優先株式		3.120	2.920	2.840	2.768	2.568
(内1株当たり中間配当額)		(1.248)	(1.168)	(1.136)	(1.107)	(1.027)
1株当たり当期純利益金額	円	17.38	27.78	35.35	26.81	18.91
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	7.20	14.00	18.68	14.41	9.11
自己資本比率	%	5.83	5.79	6.19	6.37	6.23
自己資本利益率	%	3.67	5.30	6.19	4.46	3.15
株価収益率	倍	6.73	5.65	4.89	4.32	6.92
配当性向	%	14.38	10.79	7.07	9.32	13.22
従業員数	人	925	907	878	871	871
[外、平均臨時雇用者数]		[126]	[124]	[135]	[142]	[137]

(注) 1. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第137期（平成29年3月）中間配当についての取締役会決議は平成28年11月8日に行いました。

3. 第134期（平成26年3月）の1株当たり配当額のうち50銭は東京証券取引所市場第一部指定記念配当であります。

4. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【沿革】

昭和5年1月20日	高知無尽株式会社設立
昭和26年10月20日	株式会社高知相互銀行に商号変更
昭和35年10月6日	高知市堺町に現本社社屋完成、本店移転
昭和40年7月1日	大阪支店開設
昭和47年5月29日	高知市本町に事務センター完成
昭和48年12月5日	株式会社高財社設立
昭和49年4月26日	東京支店開設
昭和49年10月1日	オーシャンリース株式会社設立
昭和50年7月7日	オンライン稼働開始
昭和50年10月1日	東京事務所設置
昭和51年3月1日	外国為替業務開始
昭和54年8月22日	株式会社高銀ビジネス設立
昭和61年10月24日	海外コルレス業務開始
昭和62年8月18日	株式会社高知ジェーシービー設立
平成元年2月1日	普通銀行に転換し株式会社高知銀行に商号変更
平成元年8月18日	株式会社高銀ファイナンス設立
平成9年4月1日	株式会社高銀システムサービス設立
平成12年12月20日	株式会社高知ジェーシービーは、株式会社高知カードに商号変更
平成15年4月28日	株式会社高銀ファイナンス清算登記完了
平成16年4月1日	株式会社高財社と株式会社高銀ビジネスが合併（存続会社：株式会社高銀ビジネス）
平成16年10月1日	株式会社高銀システムサービスと株式会社高銀ビジネスが合併（存続会社：株式会社高銀ビジネス）
平成18年3月1日	東京証券取引所市場第二部に上場
平成25年11月20日	東京証券取引所市場第一部に銘柄指定

3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行、当行の連結子会社3社及び非連結子会社（持分法非適用）1社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店71店等においては、預金業務、貸出業務、為替業務等を行っております。地域に密着した営業活動を展開しており、当行グループ（当行及び連結子会社）の中心となる業務であります。

また、連結子会社である株式会社高銀ビジネスにおいては店舗警備等業務、現金整理・物品販売等、銀行業務に付随した業務を行っております。

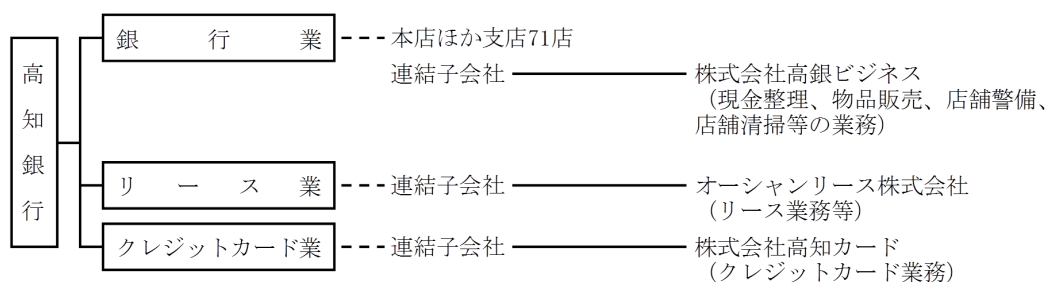
〔リース業〕

連結子会社であるオーシャンリース株式会社において、リース業務等を行っております。

〔クレジットカード業〕

連結子会社である株式会社高知カードにおいて、クレジットカード業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



（注）非連結の子会社（持分法非適用）1社は上記事業系統図に含めておりません。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有（又は被 所有）割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援 助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 株式会社高銀ビジネス	高知県 高知市	10	銀行業	100 (－) [－]	1 (1)	－	預金取引関係 業務委託取引関係	建物の一部を 賃貸借	－
オーシャンリース株式 会社	高知県 高知市	20	リース業	45.0 (－) [20.0]	－ (－)	－	リース取引関係 預金取引関係 金銭貸借関係	建物の一部を 賃貸借	－
株式会社高知カード	高知県 高知市	20	クレジット カード業	42.5 (37.5) [37.5]	－ (－)	－	預金取引関係 金銭貸借関係	－	－

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社はありません。
4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、[] 内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。
6. 上記のうち、オーシャンリース株式会社は連結財務諸表の経常収益に占める連結子会社の経常収益（連結子会社相互間の内部収益を除く。）の割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等	経常収益	5,609百万円
	経常利益	230百万円
	当期純利益	161百万円
	純資産額	3,655百万円
	総資産額	11,825百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	クレジットカード業	合計
従業員数（人）	895 [250]	10 [7]	6 [7]	911 [264]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり嘱託及び臨時従業員263人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員は、[] 内に当連結会計年度の平均人員を外書きで記載しております。
3. 嘱託及び臨時従業員には、派遣社員は含んでおりません。

(2) 当行の従業員数

平成29年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
871 [137]	40.8	18.0	5,305

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり嘱託及び臨時従業員136人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 嘱託及び臨時従業員は、[] 内に当事業年度の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行では従業員組合は組織されております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・ 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済対策や企業収益の改善により、雇用・所得環境は改善が続きました。また、個人消費の一部に弱さがみられ、設備投資は一進一退の動きが続いたものの、公共投資や住宅投資は底堅く推移し、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、雇用・所得環境は底堅く推移したほか、個人消費は一部に弱さが残るものの、公共工事や住宅設備は高水準で推移しており、全体では緩やかに回復しつつあります。

こうした経済環境下において、当行グループは、株主の皆さまとお取引先の力強いご支援のもと、全役職員が一致協力して地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質改善強化に努めた結果、次のとおりの業績を収めることができました。

譲渡性預金を含めた預金等は、前連結会計年度末比80億円増加（0.88%増加）して、当連結会計年度末残高は9,140億円となりました。一方、貸出金も、前連結会計年度末比58億円増加（0.85%増加）して、当連結会計年度末残高は6,858億円となりました。また、有価証券は、前連結会計年度末比53億円増加（1.73%増加）して、当連結会計年度末残高は3,132億円となりました。

この結果、連結ベースにおける総資産は、前連結会計年度末比367億円増加（3.47%増加）して、当連結会計年度末残高は1兆924億円、負債は前連結会計年度末比356億円増加（3.61%増加）して、当連結会計年度末残高は1兆204億円、純資産は前連結会計年度末比11億円増加（1.55%増加）して、当連結会計年度末残高は719億円となりました。

損益面では、経常収益は、前連結会計年度比9億58百万円減少して241億55百万円となりました。一方、経常費用も、前連結会計年度比5億8百万円減少して209億98百万円となりました。

この結果、連結経常利益は、前連結会計年度比4億50百万円減少して31億56百万円となりました。

特別損益、法人税等及び非支配株主に帰属する当期純利益を加減後の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比8億5百万円減少して22億6百万円となりました。

なお、セグメント情報における業績については、銀行業務での経常収益は前連結会計年度比5億59百万円減少して182億76百万円、経常費用は前連結会計年度比85百万円減少して153億81百万円、セグメント利益は前連結会計年度比4億73百万円減少して28億94百万円、セグメント資産は前連結会計年度比365億21百万円増加して1兆822億26百万円、セグメント負債は前連結会計年度比356億32百万円増加して1兆144億83百万円となりました。

リース業務での経常収益は前連結会計年度比3億94百万円減少して56億26百万円、経常費用は前連結会計年度比4億24百万円減少して53億79百万円、セグメント利益は前連結会計年度比30百万円増加して2億47百万円、セグメント資産は前連結会計年度比7億35百万円増加して118億25百万円、セグメント負債は前連結会計年度比5億53百万円増加して83億6百万円となりました。

クレジットカード業務での経常収益は前連結会計年度比14百万円減少して3億52百万円、経常費用は前連結会計年度比8百万円減少して3億35百万円、セグメント利益は前連結会計年度比6百万円減少して17百万円、セグメント資産は前連結会計年度比65百万円増加して23億97百万円、セグメント負債は前連結会計年度比27百万円増加して13億77百万円となりました。

・ キャッシュ・フロー

当連結会計年度における連結での現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比189億76百万円増加して616億75百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

貸出金が増加しましたが、借入金及び譲渡性預金を含めた預金等も増加したこと等により268億74百万円となりました。（前連結会計年度比 278億84百万円増加）

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の取得等により△74億39百万円となりました。（前連結会計年度比 54億29百万円減少）

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

配当金の支払等により△4億58百万円となりました。（前連結会計年度比 9百万円増加）

(1) 国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度における資金運用収支は、前連結会計年度比 3 億47百万円減少して137億51百万円となりました。これは国内業務部門で同 3 億 7 百万円減少して128億84百万円、国際業務部門で同39百万円減少して 8 億66百万円となったことによるものであります。

役務取引等収支は、前連結会計年度比 2 億73百万円減少して 5 億62百万円となりました。これは国内業務部門で同 2 億72百万円減少して 5 億51百万円となったこと等によるものであります。

その他業務収支は、前連結会計年度比 2 億61百万円減少して 7 億 1 百万円となりました。これは国内業務部門で同 1 億52百万円減少して 9 億19百万円、国際業務部門で同 1 億 8 百万円減少して△ 2 億17百万円となったことによるものであります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	13, 192	905	14, 098
	当連結会計年度	12, 884	866	13, 751
うち資金運用収益	前連結会計年度	14, 452	1, 003	96 15, 359
	当連結会計年度	13, 904	954	85 14, 773
うち資金調達費用	前連結会計年度	1, 259	98	96 1, 260
	当連結会計年度	1, 019	88	85 1, 022
役務取引等収支	前連結会計年度	824	11	835
	当連結会計年度	551	10	562
うち役務取引等収益	前連結会計年度	2, 280	18	2, 299
	当連結会計年度	2, 154	17	2, 172
うち役務取引等費用	前連結会計年度	1, 456	7	1, 464
	当連結会計年度	1, 603	6	1, 610
その他業務収支	前連結会計年度	1, 072	△109	963
	当連結会計年度	919	△217	701
うちその他業務収益	前連結会計年度	6, 766	7	6, 774
	当連結会計年度	6, 124	0	6, 125
うちその他業務費用	前連結会計年度	5, 693	116	5, 810
	当連結会計年度	5, 204	218	5, 423

- (注) 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度 1 百万円、当連結会計年度 1 百万円）を控除して表示しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度における資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比36億40百万円減少して1兆158億63百万円となりました。内訳は、国内業務部門で同43億41百万円減少して1兆135億59百万円、国際業務部門で同29億55百万円減少して523億89百万円であります。

資金運用利回りは前連結会計年度比0.05ポイント低下して1.45%となりました。

一方、資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比1億58百万円減少して9,812億78百万円となりました。内訳は、国内業務部門で同4億52百万円減少して9,794億97百万円、国際業務部門で同33億62百万円減少して518億65百万円であります。

資金調達利回りは、前連結会計年度比0.02ポイント低下して0.10%となりました。

この結果、国内・国際業務部門合計で、受取利息は前連結会計年度比5億85百万円減少して147億73百万円、支払利息は同2億38百万円減少して10億22百万円となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(53,741) 1,017,900	(96) 14,452	1.41
	当連結会計年度	(50,084) 1,013,559	(85) 13,904	1.37
うち貸出金	前連結会計年度	654,584	11,501	1.75
	当連結会計年度	660,664	10,956	1.65
うち商品有価証券	前連結会計年度	218	0	0.38
	当連結会計年度	262	0	0.28
うち有価証券	前連結会計年度	251,482	2,787	1.10
	当連結会計年度	253,783	2,815	1.10
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	8,418	12	0.15
	当連結会計年度	512	0	0.02
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	49,456	50	0.10
	当連結会計年度	48,251	43	0.08
資金調達勘定	前連結会計年度	979,950	1,259	0.12
	当連結会計年度	979,497	1,019	0.10
うち預金	前連結会計年度	909,295	1,147	0.12
	当連結会計年度	901,389	962	0.10
うち譲渡性預金	前連結会計年度	6,543	5	0.08
	当連結会計年度	5,496	2	0.04

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
うちコールマネー及び売 渡手形	前連結会計年度	40	0	0.12
	当連結会計年度	16	0	0.00
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担 保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ペー パー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	65,106	108	0.16
	当連結会計年度	73,626	55	0.07

- （注） 1. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国内業務部門から除いております。
2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当行以外の子会社については、主として月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
3. （ ）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。
4. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度663百万円、当連結会計年度6,254百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度1,069百万円、当連結会計年度1,069百万円）及び利息（前連結会計年度1百万円、当連結会計年度1百万円）をそれぞれ控除して表示しております。
5. 連結会社間の取引に係る債権・債務及び収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	55,344	1,003	1.81
	当連結会計年度	52,389	954	1.82
うち貸出金	前連結会計年度	4,871	56	1.15
	当連結会計年度	3,906	42	1.09
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	48,996	931	1.90
	当連結会計年度	47,364	900	1.90
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(53,741)	(96)	0.17
		55,227	98	
	当連結会計年度	(50,084)	(85)	0.17
		51,865	88	
うち預金	前連結会計年度	1,475	1	0.08
	当連結会計年度	1,764	3	0.19
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

- (注) 1. 「国際業務部門」とは、当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
2. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末T T 仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方法）により算出しております。
3. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。
4. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度 2 百万円、当連結会計年度 3 百万円）を、控除して表示しております。
5. 連結会社間の取引に係る債権・債務及び収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	1,019,503	15,359	1.50
	当連結会計年度	1,015,863	14,773	1.45
うち貸出金	前連結会計年度	659,455	11,557	1.75
	当連結会計年度	664,570	10,999	1.65
うち商品有価証券	前連結会計年度	218	0	0.38
	当連結会計年度	262	0	0.28
うち有価証券	前連結会計年度	300,479	3,719	1.23
	当連結会計年度	301,148	3,716	1.23
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	8,418	12	0.15
	当連結会計年度	512	0	0.02
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	49,456	50	0.10
	当連結会計年度	48,251	43	0.08
資金調達勘定	前連結会計年度	981,436	1,260	0.12
	当連結会計年度	981,278	1,022	0.10
うち預金	前連結会計年度	910,770	1,148	0.12
	当連結会計年度	903,154	966	0.10
うち譲渡性預金	前連結会計年度	6,543	5	0.08
	当連結会計年度	5,496	2	0.04
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	40	0	0.12
	当連結会計年度	16	0	0.00
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	65,106	108	0.16
	当連結会計年度	73,626	55	0.07

- (注) 1. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は相殺して記載しております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度665百万円、当連結会計年度6,257百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度1,069百万円、当連結会計年度1,069百万円）及び利息（前連結会計年度1百万円、当連結会計年度1百万円）をそれぞれ控除して表示しております。
3. 連結会社間の取引に係る債権・債務及び収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度における役務取引等収益は、前連結会計年度比1億27百万円減少して21億72百万円となりました。これは、国内業務部門で同1億26百万円減少して21億54百万円となったこと等によるものです。

一方、役務取引等費用は、前連結会計年度比1億46百万円増加して16億10百万円となりました。これは国内業務部門で同1億46百万円増加して16億3百万円となったこと等によるものです。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前連結会計年度	2,280	18	2,299
	当連結会計年度	2,154	17	2,172
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	396	—	396
	当連結会計年度	394	—	394
うち為替業務	前連結会計年度	605	18	623
	当連結会計年度	600	16	617
うち証券関連業務	前連結会計年度	674	—	674
	当連結会計年度	547	—	547
うち代理業務	前連結会計年度	32	—	32
	当連結会計年度	27	—	27
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	6	—	6
	当連結会計年度	6	—	6
うち保証業務	前連結会計年度	51	0	51
	当連結会計年度	67	0	68
役務取引等費用	前連結会計年度	1,456	7	1,464
	当連結会計年度	1,603	6	1,610
うち為替業務	前連結会計年度	102	7	109
	当連結会計年度	101	6	108

- (注) 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	899,210	1,673	900,884
	当連結会計年度	897,407	1,919	899,326
うち流動性預金	前連結会計年度	325,608	—	325,608
	当連結会計年度	352,919	—	352,919
うち定期性預金	前連結会計年度	571,913	—	571,913
	当連結会計年度	542,842	—	542,842
うちその他	前連結会計年度	1,689	1,673	3,362
	当連結会計年度	1,644	1,919	3,564
譲渡性預金	前連結会計年度	5,100	—	5,100
	当連結会計年度	14,720	—	14,720
総合計	前連結会計年度	904,310	1,673	905,984
	当連結会計年度	912,127	1,919	914,046

（注） 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 連結会社間の取引に係る債権・債務につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

(5) 貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	680,073	100.00	685,883	100.00
製造業	65,981	9.70	64,648	9.43
農業、林業	2,604	0.38	3,481	0.51
漁業	3,734	0.55	4,178	0.61
鉱業、採石業、砂利採取業	280	0.04	226	0.03
建設業	34,963	5.14	33,170	4.84
電気・ガス・熱供給・水道業	26,191	3.85	34,952	5.10
情報通信業	5,352	0.79	6,478	0.94
運輸業、郵便業	17,238	2.54	14,886	2.17
卸売業、小売業	90,129	13.25	86,943	12.68
金融業、保険業	58,509	8.60	55,989	8.16
不動産業、物品賃貸業	89,074	13.10	89,326	13.02
各種サービス業	101,399	14.91	104,404	15.22
地方公共団体	79,243	11.65	78,547	11.45
その他	105,368	15.50	108,648	15.84
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	680,073	—	685,883	—

（注）「国内」とは当行及び国内子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	103,651	—	103,651
	当連結会計年度	88,783	—	88,783
地方債	前連結会計年度	12,865	—	12,865
	当連結会計年度	10,606	—	10,606
短期社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
社債	前連結会計年度	105,998	—	105,998
	当連結会計年度	116,617	—	116,617
株式	前連結会計年度	12,988	—	12,988
	当連結会計年度	15,580	—	15,580
その他の証券	前連結会計年度	23,422	48,990	72,413
	当連結会計年度	34,820	46,863	81,684
合計	前連結会計年度	258,926	48,990	307,917
	当連結会計年度	266,407	46,863	313,271

（注） 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び国内子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	平成29年 3 月 31 日
1. 連結自己資本比率（2／3）	10.18
2. 連結における自己資本の額	639
3. リスク・アセットの額	6,278
4. 連結総所要自己資本額	251

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	平成29年 3 月 31 日
1. 自己資本比率（2／3）	9.78
2. 単体における自己資本の額	603
3. リスク・アセットの額	6,163
4. 単体総所要自己資本額	246

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成28年3月31日	平成29年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	42	53
危険債権	275	236
要管理債権	23	17
正常債権	6,556	6,694

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当行は、「熱意」「調和」「誠実」の経営理念のもと「金融仲介機能を発揮して、地域経済の活性化に積極的に貢献し、地域との共存共栄を図る。」ことを経営の基本方針としています。この経営の基本方針には、地域との関係をより深く結び付けていきたいという思いを込めています。

この思いを、地域協働というコンセプトに重ね合わせて、「ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク」すなわち、「地域の発展のために、地域とともに最も汗を流す銀行」であり続けることが目指す姿であります。

(2) 経営戦略等

「地域密着型金融の深化」「財務基盤の一層の強化」「経営管理態勢の強化」「人材力の最大発揮」の4つを基本戦略とし、ベースとなるコンプライアンス経営を徹底し、当行の実情に合った管理態勢の確立に取り組み、各施策を有機的に連携させ、目指す姿を実現してまいります。

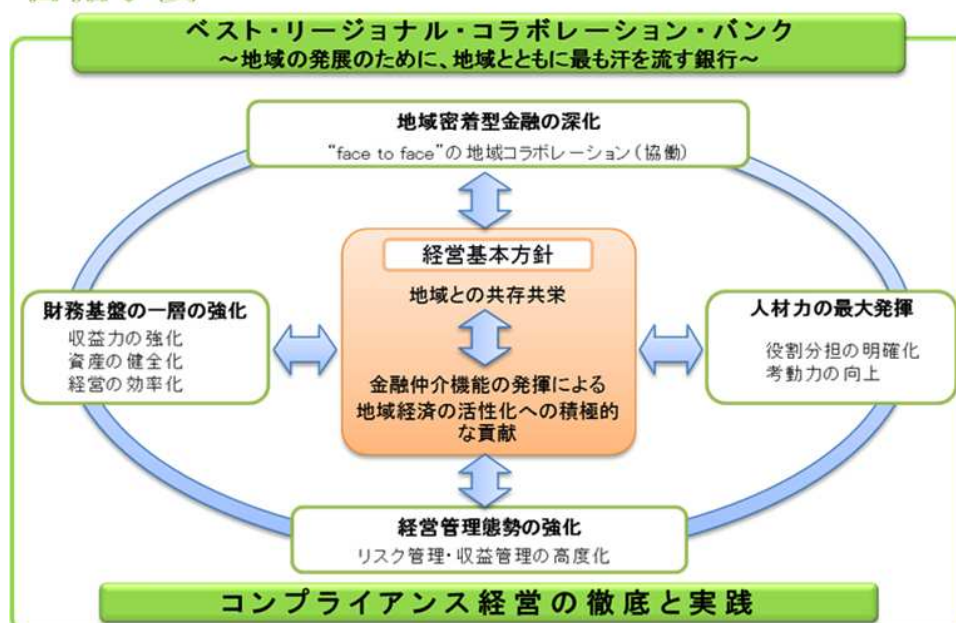
■ 経営基本方針

金融仲介機能を発揮して、地域経済の活性化に積極的に貢献し、地域との共存共栄を図る。

■ 基本戦略

地域密着型金融の深化	コンサルティング機能を発揮し、事業性評価を重視した信用供与や経営支援を行うとともに、お客さまのライフステージや状況等に応じたソリューション提案力を強化して、地域と一体化した“face to face”の営業を徹底することで、地方創生に貢献する。
財務基盤の一層の強化	貸出金の増強を柱としてトップライン収益の増強を図るとともに、将来を見据えた経営の効率化を推進し、資産の健全化に努めていくことで、強固な財務基盤を築き上げる。
経営管理態勢の強化	リスク管理・収益管理の高度化により、持続性のある経営基盤を確立する。
人材力の最大発揮	職域内の役割分担の明確化により職員それぞれの士気を高め、一層の創意工夫による考動力(thinking & action)を発揮し、組織を活性化させる。

目指す姿



(3) 経営環境

平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日）の日本経済は、政府の経済対策や企業収益の改善により、雇用・所得環境は改善が続きました。また、個人消費の一部に弱さがみられ、設備投資は一進一退の動きが続いたものの、公共投資や住宅投資は底堅く推移し、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、雇用・所得環境は底堅く推移したほか、個人消費は一部に弱さが残るものの、公共工事や住宅設備は高水準で推移しており、全体では緩やかに回復しつつあります。

(4) 対処すべき課題

地域経済は緩やかに持ち直しつつあるものの、中長期的にみれば、人口減少による経済規模の縮小や少子高齢化の進展といった構造的な課題を抱えており、依然として厳しい状況が続くものと想定されます。

こうしたなか、当行は地域金融機関としてお客様の立場に立ち、コンサルティング機能の発揮やソリューションの提供に誠実に取り組み、良質な金融サービスを提供することで、地域経済の活性化につながる地方創生に貢献してまいりたいと考えております。

地域の発展のために地域とともに最も汗を流す『ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク』として、地域の皆様と互いの理解を深めあう“face to face”の営業を展開し、重要な経営課題である「収益力の強化」と「資産運用の効率化」の実現に向けて、役職員が一丸となって全力で取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当行グループが判断したものであります。

当行及びグループ各社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

(1) 地元の経済状況について

当行は、本店を高知県におき、四国島内の他3県のほか、東京都、大阪府、岡山県で営業展開しておりますが、営業の主要な基盤は高知県であります。地元の高知県は、相対的に公共投資への依存度が高くと高く、経済規模も小さいことから、日本経済はもとより、地元経済の悪化が当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 信用リスクについて

① 不良債権について

貸出先の経営状況の変化や景気動向、とりわけ経営基盤としている高知県の景気動向によっては、当行の不良債権が増加する可能性があります。なお、当行は不良債権への対応を経営の主要課題と位置付け、その処理を進めておりますが、その過程で想定以上の処理費用が発生する可能性があります。

② 貸倒引当金について

当行は、貸出先の状況、担保・保証の価値及び過去の貸倒実績率等に基づいて、貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積り等と乖離し、貸倒引当金を超える可能性があるとともに、経済環境の悪化、担保価値の下落又はその他予期せぬ事由により設定した見積り等を変更せざるを得なくなり、貸倒引当金の積み増しが発生する可能性があります。

③ 業種別貸出状況について

エネルギー関連及び各種サービス業等への貸出金は増加しましたが、地方経済においては景気の回復感は乏しく、厳しさは継続しております。当行は、貸出先の業種分散・小口分散を図るとともに、困難な経営状況にある中小企業等に対し事業再生に向けた取組みを強化しておりますが、経営改善・再建が奏功しない場合には、企業の倒産が新たに発生する可能性があります。

(3) 市場リスクについて

① 金利リスクについて

資金運用手段である貸出金の貸出金利、債券投資等の利回り、資金調達手段である預金の金利は市場金利の動向の影響を受けております。これらの資金運用と資金調達との金額又は期間等のミスマッチが生じている状況において、予期せぬ金利変動が生じた場合、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 有価証券の価格変動リスクについて

当行は、資金の運用効率を高めるため、有価証券運用を重視しております。有価証券運用に当たっては年度毎に取締役会で方針を決定し、また運用ポジションの限度額やロスカットルールを半期毎に定め、厳格なリスク管理を行っております。これらの保有有価証券は、金利上昇等の市場の変動や発行体の信用状況の変化によって、価格が低下する可能性があります。また、大幅な価格下落が継続する場合には、保有有価証券に減損または評価損が発生し、当行の経営成績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 流動性リスクについて

当行は、資金の大半を預金により調達しておりますが、予期せぬ預金の流出等によって、資金繰りに支障を来し、あるいは通常よりも割高な金利での調達を余儀なくされることにより、損失を被る可能性があります。

(5) オペレーショナルリスクについて

① 事務リスクについて

当行は、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、証券・保険などの業務も行っており、こうした業務毎に規程・事務取扱要領・マニュアル等を定め、事務の厳正化に努めておりますが、故意又は過失等による事務事故が発生し、損失を被る可能性があります。

② システムリスクについて

当行は、コンピュータシステムの安全稼動に万全を期すとともに、外部からの不正アクセスや情報漏洩の防止等セキュリティ対策を講じておりますが、当行及び外部のコンピュータシステムに障害が発生した場合は、業務に制限が加わる可能性や当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 法務リスクについて

当行は、主に予防法務に重点を置き、弁護士等の専門家や部署間との連携を行いながら、リスクの極小化に努めておりますが、法令違反や不完全な契約締結といった法律上の問題を原因として、損失あるいはトラブル等が発生する可能性があります。

④ 風評リスクについて

当行は、「風評リスク発生時の緊急時対応計画（コンティンジェンシープランⅡ）」を制定し、風評リスク発生時に適切に対応策を講じるよう体制の整備を行っておりますが、銀行業界及び当行に対するネガティブな報道や悪質な風評が流布された場合には、その内容の正確性にかかわらず当行の業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自己資本比率について

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、単体及び連結自己資本比率を銀行法で定められている国内基準の4%以上に維持する必要があります。当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることになります。

(7) 繰延税金資産について

当行は、税効果会計を適用し、繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得見積額の変更等により、当行が繰延税金資産の一部または全部の回収が困難であると判断した場合、当行は繰延税金資産を取り崩すことになり、その結果、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 退職給付関係について

退職給付債務を計算する前提となる割引率等の基礎率を変更した場合、又は退職給付水準の改定等により、退職給付費用が増加する可能性があります。

(9) 固定資産の減損会計について

平成18年3月期から固定資産の減損に係る会計基準が適用されており、当行におきましても減損会計を適用しております。今後の事業年度においても、地価の下落等により、当行が所有する固定資産に減損損失が発生する可能性があり、それにより当行の業績は影響を受ける可能性があります。

(10) お客さま情報の管理について

当行は、業務の運営に際して、多数の個人情報をはじめとするお客さまの情報を取得し、利用しております。当行は、個人情報保護法に定められる個人情報取扱事業者として、当該法令に基づき個人情報の利用目的の公表又は通知、個人データの安全管理、本人からの保有個人データの開示請求、個人情報の苦情処理等の対応を行うなど、お客さま情報の管理体制を構築しておりますが、将来において、お客さま情報の漏洩等、法令に反した場合は、主務大臣からの勧告及び命令、罰則規定の適用を受けるほか、当行への損害賠償請求や信用の低下等により、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 当行のビジネス戦略が奏功しないリスクについて

当行は、収益拡大を図るため、中小企業向け貸出及び個人向け貸出の増大や投資信託等の販売強化など、多様なビジネス戦略を実施しておりますが、様々な要因により想定した結果を得られない可能性があります。

(12) 主要な事業の前提事項に関するリスクについて

当行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業については、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条及び同第27条にて、業務の停止等及び免許の取消等となる要件が定められており、これに該当した場合、業務の停止等及び免許の取消等が命じられます。

なお、現時点において、当行はこれらの事由に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来、何らかの事由により免許の取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障を来すとともに、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また当行は、前記の銀行法をはじめとする各種規制及び法制度に基づいて業務を行っております。将来において、法令諸規則、会計制度及び税制等が変更された場合には、当行の業務運営や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 災害により損失を被るリスクについて

当行の主要な営業基盤である高知県を中心とした南海地震が発生した場合や台風などの自然災害の被害を受けた場合には、店舗の損壊等、被災による損害のほか、取引先の被災による信用リスクの上昇を通じて、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) インフルエンザ等の感染拡大により損失を被るリスクについて

人的被害を最小限にとどめるために止むを得ず業務の縮小を行った場合には、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の主な項目の具体的分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した予想、方針等の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当行グループが判断したものであり、将来に関する事項は不確実性を内在、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご注意ください。

(1) 財政状態

① 資産の部

○貸出金

貸出金は、卸・小売業、金融・保険業、運輸・郵便業等の減少もありましたが、電気・ガス・熱供給・水道業、各種サービス業、情報通信業等で増加したことから、前連結会計年度末比58億円増加（0.85%増加）して、期末残高は6,858億円となりました。

・不良債権の状況

地域企業に対する再建支援を行うとともに、経営破綻した先については、債権売却等による不良債権のオフバランス化を進めており、リスク管理債権は、前連結会計年度末に比べ33億円減少して305億円となりました。また、貸出金残高に対するリスク管理債権の比率は、同0.53ポイント低下して4.44%となりました。

（リスク管理債権の状況）

	前連結会計年度末(A)	当連結会計年度末(B)	増減(B)－(A)
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
破綻先債権	311	319	8
延滞債権	31,279	28,489	△2,790
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	2,272	1,691	△581
合計(C)	33,863	30,500	△3,363
貸出金残高(D)	680,073	685,883	5,810
(C)／(D)×100(%)	4.97	4.44	△0.53

○有価証券

有価証券は、一定の流動性を確保するための国債残高を維持しながら、安全でシンプルな債券を中心に運用を行っています。また、金利リスクの分散と収益向上を目的に、株式及び投資信託による運用残高を増加させており、この結果、前連結会計年度末に比べ53億円増加（1.73%増加）して、期末残高は3,132億円となりました。

② 負債の部

○預金

預金は、公金預金、金融機関預金が減少したことで、前連結会計年度末に比べ15億円減少（0.17%減少）して、期末残高は8,993億円となりました。

③ 純資産の部

純資産の部の合計は719億円となりました。

内訳では、資本金は195億円、資本剰余金は167億円、利益剰余金は232億円、その他有価証券評価差額金は62億円となっております。

・連結自己資本比率（国内基準）

自己資本額は、前連結会計年度末に比べ8億円増加して639億円となりました。

また、リスクアセットは同356億円増加して6,278億円となりました。

この結果、連結自己資本比率（国内基準）は、前連結会計年度末に比べ0.46ポイント低下して10.18%となりました。

(2) 経営成績

当連結会計年度は、貸出金利息及び国債等債券売却益の減少を主因に、経常収益が前連結会計年度に比べ9億58百万円減少して241億55百万円となった一方、経常費用も預金利息及び国債等債券償却の減少を主因に、同5億8百万円減少して209億98百万円となりました。この結果、経常利益は、同4億50百万円減少して31億56百万円となりました。これに特別損益、法人税等及び非支配株主に帰属する当期純利益を加減後の親会社株主に帰属する当期純利益は同8億5百万円減少して22億6百万円となりました。

① 資金運用収支

資金運用収支は、前連結会計年度に比べ3億47百万円減少して137億51百万円となりました。

② 役務取引等収支

役務取引等収支は、同2億73百万円減少して5億62百万円となりました。

③ その他業務収支

その他業務収支は、同2億61百万円減少して7億1百万円となりました。

④ 営業経費

営業経費は、同1億12百万円減少して125億23百万円となりました。

⑤ その他経常収益

その他経常収益は、同4億3百万円増加して10億83百万円となりました。

⑥ その他経常費用

その他経常費用は、同83百万円増加して4億17百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の現金及び現金同等物の期首残高は426億98百万円でありました。営業活動によるキャッシュ・フローは借入金及び譲渡性預金を含めた預金等の増加等により268億74百万円、投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得等により△74億39百万円、財務活動によるキャッシュ・フローは配当金の支払等により△4億58百万円となったことから、期中現金及び現金同等物は189億76百万円増加して、現金及び現金同等物の期末残高は616億75百万円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業においては、お客さまの利便性向上を更に図るため、当連結会計年度に以下の設備投資を実施いたしました。

	店舗名その他	所在地	設備の内容	帳簿価格 (百万円)	完了年月・区分
当行	こうぎん久万川 橋プラザ	高知県高知市	事務所	132	平成28年6月・新設
	今治支店	愛媛県今治市	店舗	220	平成28年9月・新築
	清水支店	高知県土佐清水市	店舗用地	54	平成29年3月・購入

上記のほか、事務機器の新設・更新等を行った結果、当連結会計年度の当行の設備投資総額は8億84百万円となりました。

リース業及びクレジットカード業については、重要な設備投資はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成29年 3月31日現在)

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積（㎡）	帳簿価額（百万円）					
当行	—	本店	高知県高知市	銀行業	店舗	3,797.24	2,798	784	628	61	4,273	174
	—	東支店ほか 29店	〃 〃	〃	店舗	(3,899.27) 16,569.60	2,167	1,217	127	—	3,513	279
	—	室戸支店ほか 1店	〃 室戸市	〃	店舗	(158.77) 1,557.66	43	38	3	—	85	13
	—	中芸支店	〃 奈半利町	〃	店舗	(12.09) 746.23	44	69	1	—	115	9
	—	安芸支店	〃 安芸市	〃	店舗	(17.99) 639.26	76	13	5	—	95	11
	—	野市支店ほか 1店	〃 香南市	〃	店舗	(27.71) 1,384.16	111	67	3	—	182	19
	—	山田支店	〃 香美市	〃	店舗	(7.75) 1,126.42	55	6	2	—	64	10
	—	後免支店ほか 2店	〃 南国市	〃	店舗	(952.26) 2,757.40	204	156	11	—	372	26
	—	豊永支店	〃 大豊町	〃	店舗	(19.01) 285.77	6	32	0	—	38	5
	—	嶺北支店	〃 土佐町	〃	店舗	(10.75) 1,189.25	44	85	3	—	133	9
	—	伊野支店	〃 いの町	〃	店舗	(16.52) 880.37	138	66	6	—	211	11
	—	高岡支店ほか 1店	〃 土佐市	〃	店舗	(56.22) 1,335.59	148	44	4	—	197	15
	—	佐川支店	〃 佐川町	〃	店舗	(20.17) 956.29	59	91	6	—	158	8
	—	越知支店	〃 越知町	〃	店舗	(12.21) 589.69	46	51	2	—	100	6
	—	池川支店	〃 仁淀川町	〃	店舗	302.69	7	28	1	—	37	6
	—	須崎支店ほか 1店	〃 須崎市	〃	店舗	1,292.32	77	24	6	—	108	17
	—	梶原支店	〃 梶原町	〃	店舗	(22.42) 22.42	—	29	1	—	31	6
	—	窪川支店ほか 1店	〃 四万十町	〃	店舗	297.51	14	11	2	—	28	14
	—	佐賀支店	〃 黒潮町	〃	店舗	(9.72) 712.72	32	54	1	—	89	6
	—	中村支店	〃 四万十市	〃	店舗	(17.20) 1,076.19	175	84	4	—	264	16
	—	清水支店	〃 土佐清水市	〃	店舗	(14.82) 1,999.39	74	31	1	—	108	9
	—	宿毛支店	〃 宿毛市	〃	店舗	(3.75) 3.75	—	2	7	—	10	10
	—	徳島支店	徳島県徳島市	〃	店舗	410.20	82	44	6	—	132	13
	—	阿南支店	〃 阿南市	〃	店舗	(992.00) 992.00	—	62	2	—	65	7
	—	池田支店	〃 三好市	〃	店舗	(6.23) 279.58	16	4	1	—	22	8
	—	城辺支店	愛媛県愛南町	〃	店舗	713.79	29	17	1	—	48	7
	—	宇和島支店	〃 宇和島市	〃	店舗	611.80	57	16	0	—	74	7
	—	八幡浜支店	〃 八幡浜市	〃	店舗	352.19	22	4	0	—	27	6

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積（㎡）	帳簿価額（百万円）					
当行	—	松山支店	愛媛県松山市	銀行業	店舗	784.41	364	90	2	—	457	16
	—	今治支店	〃 今治市	〃	店舗	1,028.81	123	204	11	—	339	12
	—	新居浜支店	〃 新居浜市	〃	店舗	826.50	97	25	0	—	123	12
	—	高松支店	香川県高松市	〃	店舗	942.97	105	58	1	—	165	13
	—	岡山支店	岡山県岡山市	〃	店舗	—	—	7	1	—	8	8
	—	大阪支店	大阪府大阪市	〃	店舗	—	—	5	1	1	8	12
	—	東京支店	東京都千代田区	〃	店舗	—	—	5	1	—	6	9
	—	計	—	—	—	(6,276.86) 46,464.17	7,226	3,543	869	62	11,702	809
	—	事務センター	高知県高知市	銀行業	事務セ ンター	1,211.76	1,021	379	—	—	1,400	62
	—	社宅・寮	高知県高知市 ほか	〃	社宅・ 寮	(797.15) 24,318.20	2,009	627	—	—	2,636	—
	—	その他の施設	高知県高知市 ほか	〃	その他	13,560.17	443	22	—	—	466	—
	—	合計	—	—	—	(7,074.01) 85,554.30	10,700	4,573	869	62	16,205	871
連結 子会社	株式会社 高銀ビジ ネス	本社	高知県高知市	銀行業	附属 建物	—	—	1	0	9	11	24
連結 子会社	オーシ ャンリ ース株 式会社	本社	高知県高知市	リース 業	宅地 建物 他	99.00	10	1	33	—	44	10

- (注) 1. 当行の主要な設備は、店舗、事務センター、社宅・寮であるため、銀行業に一括計上しております。
2. 当行の土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め206百万円であります。
3. 当行の動産は、事務機械454百万円、その他414百万円であります。
4. 当行の店舗外現金自動設備122か所は上記に含めて記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当行及び連結子会社の設備投資につきましては、店舗の改築や老朽設備の更改等を計画しております。

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

帯屋町支店、清水支店及び清水社宅の移転、中村社宅の建替等を予定しておりますが、現時点では投資予定金額等の具体的内容が未定のため、個別には記載しておりません。

(2) 除却

該当ありません。

(3) 売却

該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	400,000,000（注）2
第1種優先株式	400,000,000（注）2
計	400,000,000（注）1, 2

（注）1．当行の発行可能株式総数は400,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、上記のとおりであります。

2．平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会、普通株主及び第1種優先株主に係る各種類株主総会において、株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）をもって、当行の発行可能株式総数を400,000,000株から40,900,000株、普通株式の発行可能種類株式総数を400,000,000株から40,900,000株、第1種優先株式の発行可能種類株式総数を400,000,000株から40,900,000株に変更する旨の定款変更が承認可決されております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	102,448,000	102,448,000	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株 式であり、単元株式数は 1,000株であります。 (注) 4
第1種優先株式 (注) 1	75,000,000	75,000,000	非上場	(注) 2, 3, 4, 5
計	177,448,000	177,448,000	—	—

（注）1．第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第1種優先株式の特質につきましては、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数に変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限等は、(注) 5. に記載のとおりであります。なお、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

3．単元株式数は1,000株であり、議決権はありません。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4．平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会、普通株主及び第1種優先株主に係る各種類株主総会において、株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）をもって、普通株式及び第1種優先株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する旨の定款変更が承認可決されております。

5．第1種優先株式の内容は下記のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

当銀行は、定款第34条第1項に定める期末の剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下、「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下、「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下、「第1種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「第1種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 第1種優先配当年率

各事業年度に係る第1種優先配当年率

第1種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.10％（％未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下、「第1種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第1種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8％を超える場合には、第1種優先配当年率は8％とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。

(5) 第1種優先中間配当金

当銀行は、定款第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第1種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産の分配

①残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

②非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③経過第1種優先配当金相当額

第1種優先株式1株当たりの経過第1種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

第1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1種優先株主は、定時株主総会に第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

①取得請求権

第1種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第1種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第1種優先株主がかかる取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該第1種優先株主に対して交付するものとする。

②取得を請求することができる期間

平成22年12月29日から平成36年12月28日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

③取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦下限取得価額

下限取得価額は51円とする（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧取得価額の調整

イ. 第1種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ．に定義する意味を有する。以下、本（iii）、下記（iv）および（v）ならびに下記ハ．（iv）において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ．上記イ．(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ．(i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ．(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ．(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。
- ニ．上記イ．(iii)ないし(v)および上記ハ．(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ．上記イ．(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ．上記イ．(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト．取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記（10）②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

⑪取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

①金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

②取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(6)③に定める経過第1種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

①普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第1種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、第1種優先株主に対し、その有する第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

②一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

①分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

②株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成20年8月8日取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	25(注1)	25(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000(注2)	25,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月27日 至 平成50年8月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 95円 資本組入額 48円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)

平成21年8月12日取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	25(注1)	25(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000(注2)	25,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月28日 至 平成51年8月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 83円 資本組入額 42円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)

平成22年 8 月12日取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年 3 月31 日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5 月31 日)
新株予約権の数 (個)	30 (注 1)	30 (注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—————	—————
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	30,000 (注 2)	30,000 (注 2)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年 9 月 1 日 至 平成52年 8 月31 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 67円 資本組入額 34円	同左
新株予約権の行使の条件	(注 3)	(注 3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得につ いては、認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—————	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注 4)	(注 4)

平成23年 8 月 8 日取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年 3 月31 日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5 月31 日)
新株予約権の数 (個)	39 (注 1)	39 (注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—————	—————
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	39,000 (注 2)	39,000 (注 2)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年 8 月26 日 至 平成53年 8 月25 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 75円 資本組入額 38円	同左
新株予約権の行使の条件	(注 3)	(注 3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得につ いては、認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—————	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注 4)	(注 4)

平成24年 8 月 7 日取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年 3 月31 日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5 月31 日)
新株予約権の数 (個)	61 (注 1)	61 (注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—————	—————
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	61,000 (注 2)	61,000 (注 2)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年 9 月13 日 至 平成54年 9 月12 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 77円 資本組入額 39円	同左
新株予約権の行使の条件	(注 3)	(注 3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得につ いては、認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—————	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注 4)	(注 4)

平成25年11月26日取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年 3 月31 日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5 月31 日)
新株予約権の数 (個)	54 (注 1)	47 (注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—————	—————
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	54,000 (注 2)	47,000 (注 2)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年12月27 日 至 平成55年12月26 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 142円 資本組入額 71円	同左
新株予約権の行使の条件	(注 3)	(注 3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得につ いては、認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—————	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注 4)	(注 4)

平成26年 8 月 8 日取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年 3 月31 日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5 月31 日)
新株予約権の数 (個)	66 (注 1)	59 (注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—————	—————
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	66,000 (注 2)	59,000 (注 2)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年 8 月28 日 至 平成56年 8 月27 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 127円 資本組入額 64円	同左
新株予約権の行使の条件	(注 3)	(注 3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得につ いては、認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—————	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注 4)	(注 4)

平成27年 8 月 7 日取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年 3 月31 日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5 月31 日)
新株予約権の数 (個)	67 (注 1)	61 (注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—————	—————
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	67,000 (注 2)	61,000 (注 2)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年 8 月27 日 至 平成57年 8 月26 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 133円 資本組入額 67円	同左
新株予約権の行使の条件	(注 3)	(注 3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得につ いては、認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—————	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注 4)	(注 4)

平成28年8月9日取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	114(注1)	105(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	114,000(注2)	105,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年8月25日 至 平成58年8月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 96円 資本組入額 48円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)

(注1) 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

(注2) 新株予約権の割当日後に当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当行が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

(注3) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者又は一親等の親族の1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることできない。
 - ① 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ② 相続承継人は、相続開始後10カ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。
 - ③ 相続承継人は、所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から3カ月以内に限り新株予約権を行使することができる。
- (3) その他権利行使の条件は、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注4) 当行が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当行が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第1種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで)	第137期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年12月28日 (注)	75,000	177,448	7,500	19,544	7,500	11,751

(注) 有償 第三者割当(第1種優先株式)

発行株数 75,000千株

発行価格 1株につき200円

資本組入額 1株につき100円

割当先 株式会社整理回収機構

(6) 【所有者別状況】

①普通株式

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数1,000株）								単元未満株式 の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	2	36	27	553	60	4	5,016	5,698	－
所有株式数 （単元）	6	25,301	1,400	26,951	3,713	27	44,197	101,595	853,000
所有株式数の 割合（％）	0.01	24.90	1.38	26.53	3.65	0.03	43.50	100.00	－

（注）自己株式892,468株（うち、ストックオプション制度に係るもの481,000株）は「個人その他」に892単元、「単元未満株式の状況」に468株含まれております。

②第1種優先株式

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数1,000株）							単元未満株式 の状況（株）	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数 （単元）	－	75,000	－	－	－	－	－	75,000	－
所有株式数の 割合（％）	－	100.00	－	－	－	－	－	100.00	－

(7) 【大株主の状況】

①所有株式数別

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （千株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	75,000	42.26
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,236	4.07
高知銀行持株会	高知県高知市堺町2番24号	4,584	2.58
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,675	2.07
四国総合信用株式会社	香川県高松市古新町1番地7	2,063	1.16
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,547	0.87
株式会社豊和銀行	大分県大分市王子中町4番10号	1,474	0.83
損害保険ジャパン日本興亜株 式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,374	0.77
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社（信託口5）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,352	0.76
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社（信託口1）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,086	0.61
計	—	99,391	56.01

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,236千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	3,675千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,547千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,352千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	1,086千株

2. 当行は、自己株式892,468株を所有しており、発行済株式総数に対する当該自己株式数の割合は0.50%であります。

3. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

②所有議決権数別

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,236	7.18
高知銀行持株会	高知県高知市堺町2番24号	4,584	4.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,675	3.64
四国総合信用株式会社	香川県高松市古新町1番地7	2,063	2.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,547	1.53
株式会社豊和銀行	大分県大分市王子中町4番10号	1,474	1.46
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,374	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,352	1.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,086	1.07
株式会社近森産業	高知県高知市稲荷町103番地	1,079	1.07
計	—	25,470	25.29

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,236個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	3,675個
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,547個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,352個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	1,086個

2. 上記①所有株式数別に記載している株式会社整理回収機構所有の第1種優先株式は、議決権を有しておりません。なお、第1種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、第1種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しております。

第1種優先株式

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	75,000	—
計	—	75,000	—

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 75,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 892,000	—	当行保有の普通株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 100,703,000	100,703	—
単元未満株式	普通株式 853,000 (注) 2	—	一単元 (1,000株) 未満 の株式
発行済株式総数	177,448,000	—	—
総株主の議決権	—	100,703	—

(注) 1. 第1種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が468株含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社高知銀行	高知県高知市堺町2番24号	892,000	—	892,000	0.50
計	—	892,000	—	892,000	0.50

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当行は、平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会において、当行取締役は株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額及び当該新株予約権の具体的な内容について承認をいただきましたが、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会において業績連動型株式報酬制度の導入に関する議案の可決承認をもって、上記新株予約権に係る取締役の報酬枠を廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないことといたしました。

①平成20年8月8日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成20年8月8日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年8月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役：7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	136,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年8月27日～平成50年8月26日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。 その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

②平成21年8月12日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成21年8月12日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年8月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役：7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	129,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月28日～平成51年8月27日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。 その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

③平成22年8月12日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成22年8月12日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成22年8月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役：7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	146,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年9月1日～平成52年8月31日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。 その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

④平成23年8月8日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成23年8月8日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成23年8月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役：8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	146,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年8月26日～平成53年8月25日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。 その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

⑤平成24年8月7日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成24年8月7日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成24年8月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役：7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	146,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成24年9月13日～平成54年9月12日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。 その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

⑥平成25年11月26日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成25年11月26日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成25年11月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役：7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	80,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成25年12月27日～平成55年12月26日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。 その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

⑦平成26年8月8日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成26年8月8日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成26年8月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役：7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	85,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成26年8月28日～平成56年8月27日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。 その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

⑧平成27年8月7日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成27年8月7日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成27年8月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役：7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	77,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成27年8月27日～平成57年8月26日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。 その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

⑨平成28年8月9日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成28年8月9日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成28年8月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役：7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	114,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年8月25日～平成58年8月24日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。 その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

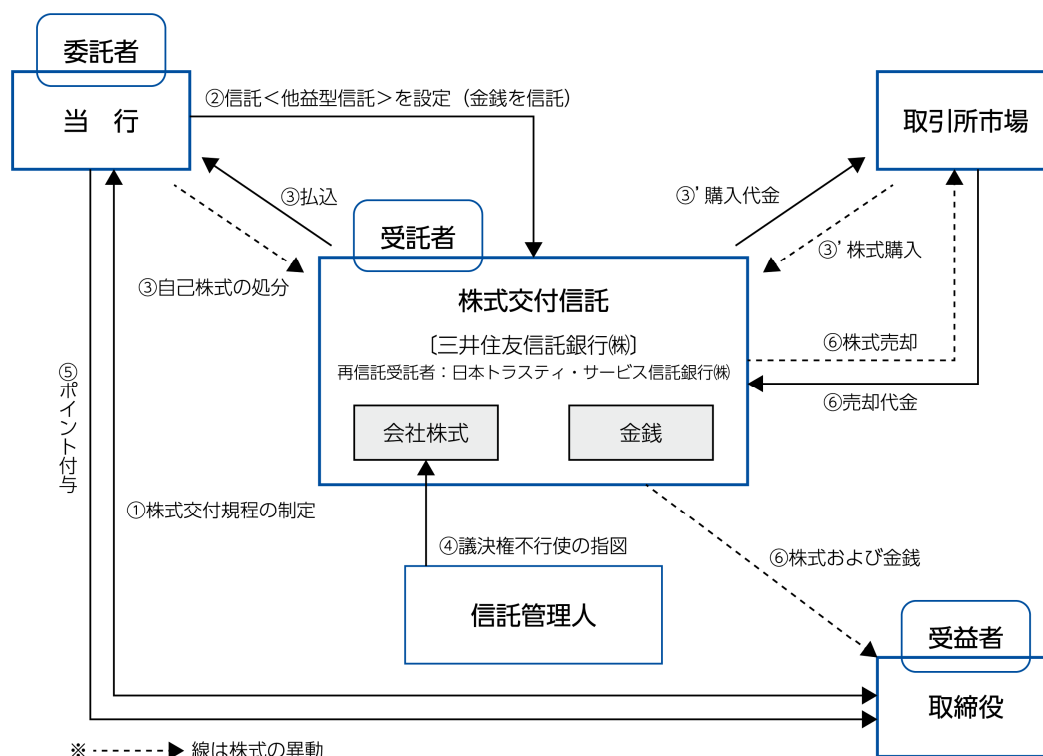
当行は、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会において、当行の取締役（社外取締役を除く。以下同じ）に対して新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。本制度の導入に伴い、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に係る取締役の報酬枠を廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないことといたしました。

①本制度の概要

当行は取締役の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、本制度を導入することといたしました。

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当行株式を取得し、各取締役に対して、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式が本信託を通じて交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

<本制度の仕組み>



- ※ -----▶ 線は株式の異動
- ① 当行は取締役を対象とする株式交付規程（以下、「本規程」といいます。）を制定します。
 - ② 当行は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（「本信託」）。その際、当行は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
 - ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当行株式を一括して取得します（自己株式処分による取得または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
 - ④ 信託期間を通じて本規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当行から独立している者として）を定めます。
本信託内の当行株式については、信託管理人は受託者に対して不行使の指図をし、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
 - ⑤ 本規程に基づき、当行は取締役に対しポイントを付与していきます。
 - ⑥ 本規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当行株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ本規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当行株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

②対象者に給付する予定株式の総数又は総額

未定（注）

（注）本信託の当初信託期間は4年間とし、当行は、本制度により当行株式を取締役に交付するのに必要な当行株式の取得資金として、当該信託期間中に、72百万円を上限とする金銭を拠出することで、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会において決議を得ております。

なお、信託期間の満了時において、当行の取締役会の決定により、信託期間を3年毎に延長し（当行が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当行は、本制度により取締役に交付するのに必要な当行株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に54百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出いたします。

③本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当行の取締役（社外取締役を除く。）のうち給付要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	6,350	767,700
当期間における取得自己株式	2,330	300,059

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (ストック・オプションの行使)	94,000	15,115,191	29,000	4,654,964
(単元未満株式の買増請求による売渡)	50	8,037	—	—
保有自己株式数	892,468	—	865,798	—

- (注) 1. 当期間における「その他 (ストック・オプションの行使) 及び (単元未満株式の買増請求による売渡)」には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式は含めておりません。
2. 当期間における「保有自己株式数」には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使、単元未満株式の買取及び売渡による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当行は、地域金融機関として公共的、社会的使命を果たすため、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、配当につきましては、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配分する方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）		1株当たり配当金（円）	
平成28年11月8日 取締役会	普通株式	101	普通株式	1.00
	第1種優先株式	77	第1種優先株式	1.0272
平成29年6月27日 定時株主総会決議	普通株式	152	普通株式	1.50
	第1種優先株式	115	第1種優先株式	1.5408

4 【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第133期	第134期	第135期	第136期	第137期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高（円）	127	198	194	187	158
最低（円）	76	100	126	103	94

（注）最高・最低株価は、平成25年11月20日からは東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高（円）	124	126	158	137	140	136
最低（円）	108	111	123	129	133	129

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性10名 女性2名 (役員のうち女性の比率16.66%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役頭取	代表取締役	森下 勝彦	昭和29年2月5日生	昭和52年4月 当行入行 平成10年4月 審査部主任審査役 平成11年9月 本店営業部貸付一課長 平成13年4月 本店営業部貸付グループ長 平成14年6月 今治支店長 平成15年6月 経営統括部グループ長 平成17年6月 経営統括部長 平成18年6月 取締役経営統括部長 平成19年11月 常務取締役 平成20年4月 専務取締役 平成24年4月 取締役頭取 (現職)	平成29年 6月から 2年	49
専務取締役	代表取締役 営業本部長	和田 広男	昭和33年2月16日生	昭和55年4月 当行入行 平成14年4月 経営統括部主任業務役 平成17年6月 経営統括部グループ長 平成20年4月 市場金融部グループ長 平成21年4月 経営統括部付部長 平成21年9月 経営統括部長 平成23年6月 取締役経営統括部長 平成24年4月 取締役経営統括部長 兼営業副本部長 平成25年6月 常務取締役経営統括部長 兼営業副本部長 平成26年6月 常務取締役 平成28年11月 常務取締役総務部長 平成29年4月 常務取締役営業本部長 平成29年6月 専務取締役営業本部長 (現職)	平成29年 6月から 2年	28
常務取締役		海治 勝彦	昭和35年7月24日生	昭和59年4月 当行入行 平成16年4月 融資統括部主任業務役 平成18年1月 経営統括部主任業務役 平成19年4月 経営統括部グループ長 平成23年4月 東京支店長 平成25年5月 経営統括部付部長 平成26年4月 コンプライアンス統括部長 兼経営統括部付部長 平成26年6月 取締役経営統括部長 兼コンプライアンス統括部長 平成26年9月 取締役経営統括部長 平成28年4月 取締役経営統括部長 兼コンプライアンス統括部長 平成29年4月 常務取締役 (現職)	平成29年 6月から 2年	48
常務取締役	事務システム 部長	三宮 昌子	昭和32年5月13日生	昭和51年4月 当行入行 平成15年4月 横浜ニュータウン支店長 平成17年9月 南国支店長 平成18年11月 事務統括部主任業務役 平成20年9月 経営統括部主任業務役 平成21年9月 営業統括部主任業務役 平成22年7月 営業統括部グループ長 平成24年4月 ローン業務部グループ長 平成25年5月 ローン業務部長 平成26年9月 コンプライアンス統括部長 平成27年6月 取締役監査部長 平成29年4月 取締役事務システム部長 平成29年6月 常務取締役事務システム部長 (現職)	平成29年 6月から 2年	37

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	本店営業部長	成瀬 洋	昭和34年3月17日生	昭和56年4月 当行入行 平成15年4月 融資統括部主任業務役 平成17年6月 福井支店長 平成19年1月 帯屋町支店長 平成21年4月 融資統括部グループ長 平成21年9月 市場金融部グループ長 平成25年5月 市場金融部長 平成28年6月 取締役本店営業部長（現職）	平成29年 6月から 2年	18
取締役	地域連携ビジネスサポート部長兼営業推進部長	田村 忍	昭和34年4月9日	昭和58年4月 当行入行 平成16年6月 八幡浜支店長 平成19年1月 赤岡支店長 平成21年9月 総務部グループ長 平成24年4月 徳島支店長 平成26年6月 融資統括部長 平成29年4月 地域連携ビジネスサポート部長 兼営業推進部長 平成29年6月 取締役地域連携ビジネスサポート部長兼営業推進部長（現職）	平成29年 6月から 2年	17
取締役		秋元 厚志	昭和26年1月28日生	昭和44年4月 高知県庁入庁 平成14年4月 高知県総務部行政管理課長 平成16年4月 高知県商工労働部副部長 平成17年6月 高知県商工労働部産業技術委員会事務局長 平成18年4月 高知県商工労働部参事 平成18年8月 高知県商工労働部長 平成20年4月 高知県産業技術部長 平成21年4月 高知県観光振興部長 平成23年4月 公益財団法人高知県のいち動物公園協会理事長 平成26年4月 高知県人事委員会委員長（現職） 平成27年6月 当行取締役（現職）	平成29年 6月から 2年	4
取締役		永房 展子	昭和46年1月17日生	平成9年4月 弁護士登録・あすか協和法律事務所 平成15年4月 金融庁監督局（任期付職員） 平成17年7月 隼あすか法律事務所 弁護士 平成26年10月 日本証券業協会 法務参事（現職） 平成27年6月 当行取締役（現職） 平成28年4月 小松綜合法律事務所 弁護士 平成28年11月 琴平綜合法律事務所 弁護士（旧小松綜合法律事務所）（現職）	平成29年 6月から 2年	4
常勤監査役		岩崎 文明	昭和29年11月4日生	昭和52年4月 当行入行 平成13年4月 資産査定統括部主任業務役 平成13年6月 資産管理部主任業務役 平成16年9月 資産管理部グループ長 平成19年4月 与信管理部長 平成21年6月 東京支店長 平成23年4月 融資統括部長 平成25年6月 取締役監査部長 平成27年6月 常勤監査役（現職）	平成27年 6月から 4年	38

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		山田 浩	昭和36年2月14日生	昭和54年4月 大蔵省（現 財務省） 四国財務局入局 平成18年7月 四国財務局理財部 金融監督第一課上席調査官 平成19年7月 四国財務局高知財務事務所 理財課長 平成21年7月 四国財務局総務部 総務課課長補佐 平成23年7月 四国財務局総務部経済調査課長 平成25年7月 四国財務局理財部 金融監督第一課長 平成26年7月 四国財務局松山財務事務所長 平成28年3月 財務省四国財務局辞職 平成28年6月 当行常勤監査役（現職）	平成28年 6月から 4年	1
監査役		齊藤 照夫	昭和24年12月29日生	昭和50年4月 高知県警察官任官 昭和63年3月 須崎警察署警備課長 平成12年3月 高知県警察本部警務部 会計課調査官 平成16年3月 清水警察署長 平成17年3月 高知県警察本部警務部 会計課長 平成19年2月 高知県警察本部警務部 参事官兼警務課長 平成20年3月 高知警察署長 平成22年3月 高知県警察退職 平成22年7月 東京海上日動火災保険株式会社 渉外役 平成26年12月 東京海上日動火災保険株式会社 退職 平成28年6月 当行監査役（現職）	平成28年 6月から 4年	3
監査役		府川 一	昭和30年1月16日生	昭和48年4月 大蔵省（現 財務省） 高松国税局入局 平成12年7月 高松国税局総務部総務課 税務情報専門官 平成14年7月 徳島税務署総務課長 平成15年7月 高松国税局課税部資産評価官 平成17年7月 高松税務署副署長 平成18年7月 高松国税局総務部営繕監理官 平成20年7月 中村税務署長 平成21年7月 高松国税局課税部 資産課税課長 平成23年7月 高松国税局総務部会計課長 平成25年7月 高知税務署長 平成27年7月 財務省高松国税局退職 平成27年8月 府川一税理士事務所開業 平成28年6月 当行監査役（現職） 平成28年8月 税理士法人高知さくら会計 社員税理士（現職）	平成28年 6月から 4年	6
計						253

（注）１．和田広男の氏名に関しましては、「開示用電子情報処理組織等による流通開示手続ガイドライン」（金融庁総務企画局）の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）上、使用できる文字で代用しております。

- 取締役秋元厚志及び永房展子は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
- 永房展子は、婚姻により戸籍の氏を変更しましたが、弁護士業務を北川展子（旧氏名）で行っております。
- 監査役山田浩、齊藤照夫及び府川一は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
- 所有株式数は、すべて普通株式であり、第１種優先株式は所有しておりません。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

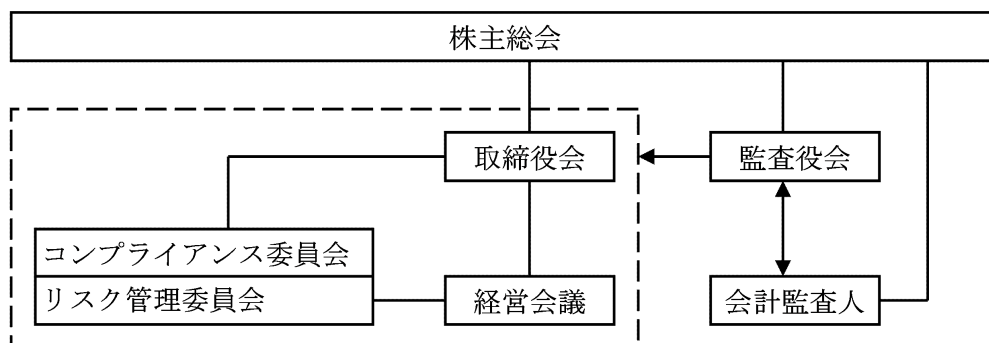
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制の概要等

当行では、市場規律を踏まえた自己責任原則の下で経営の透明性を向上させるとともに、アカウンタビリティとディスクロージャーの強化によって、ステークホルダーとの円滑な関係を維持し、同時にコンプライアンスやリスク管理を徹底していくことで、健全で透明度の高い経営システムの構築を図っていくことをコーポレート・ガバナンスの基本と認識し、企業価値の維持・向上に努めております。

当行の経営管理体制は、取締役会を経営の最高意思決定機関及び監督機関としており、取締役は13名以内とする旨を定款で定めております。平成29年6月28日現在の取締役は8名で、このうち2名が社外取締役であります。取締役会は毎月1回以上開催され、法令、定款及び行内規程で定められた事項やその他業務執行に関する重要事項を決定しております。

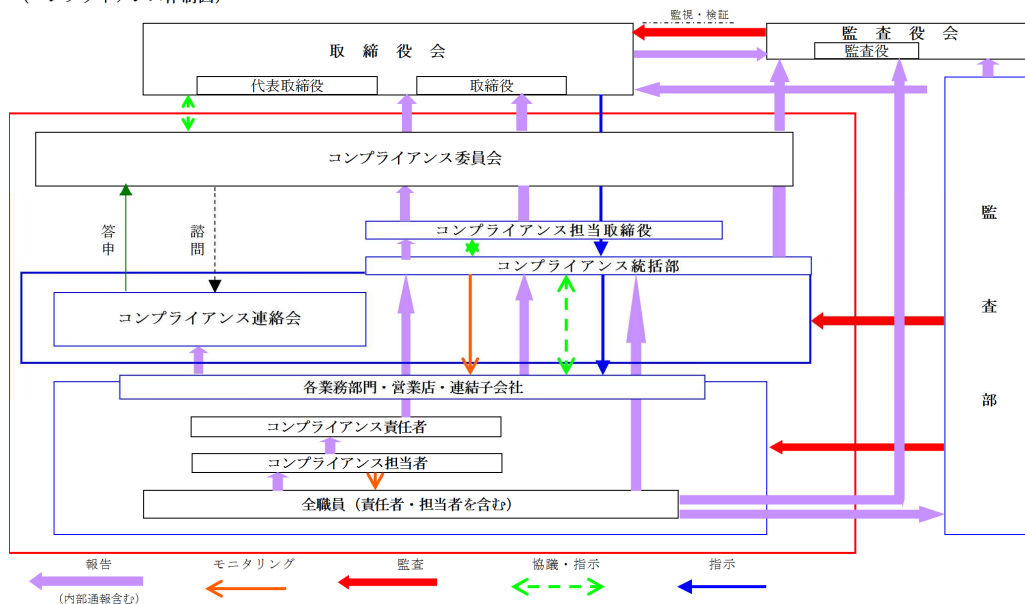
取締役会のほか、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等においても行内規程で定められた事項について経営や業務執行に関する事項について決議するとともに、法令等遵守及びリスク管理態勢の整備等に取り組んでおります。



イ. 企業倫理の確立

当行は、銀行に課せられた高い公共性と重い社会的使命を全うするため、法令等のもとより、社会的規範を厳格に遵守し、良識ある経営姿勢を維持しなければならないと考えております。こうした基本方針を堅持するために「行動憲章」を定めるとともに、全役職員に対し、行動憲章に則った行動指針「倫理法令遵守の基本方針（コンプライアンスポリシー）」を徹底しております。役職員一人ひとりが社会人としての良識を持ち、高い職業倫理観に裏付けられた自律をもってルールを遵守するとともに、内部検証の機能を発揮させることで、お客さまや地域社会からの信用・信頼を確保することを経営の基本としております。

(コンプライアンス体制図)



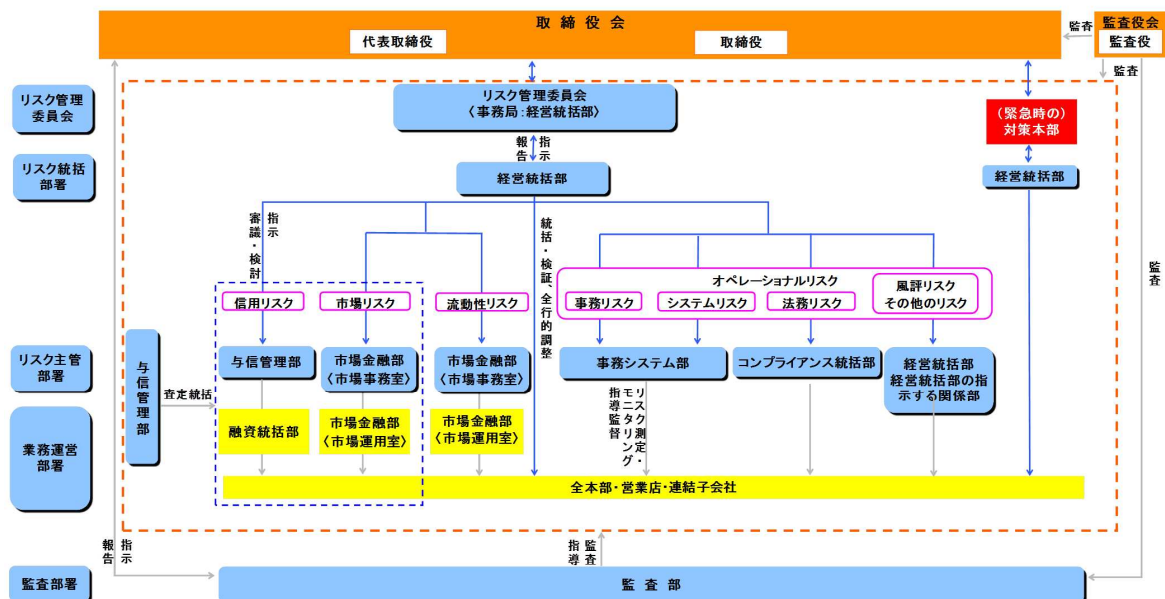
ロ. アカウンタビリティとディスクロージャー

当行は、地域社会、株主、顧客、職員といった、様々なステークホルダーからの信頼を得るためには、アカウンタビリティと適切なディスクロージャーが非常に重要であると認識し、経営情報のタイムリーな開示に努めております。併せて、当行の経営内容等についての説明会も随時開催しております。

ハ. リスク管理体制の整備の状況

当行ではリスク管理態勢の強化・充実を経営の最重要課題と認識し、取締役会等が積極的に関与しながら、リスク管理の基本的方針となる「リスク管理方針」と信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクの管理規程やリスク毎の年度管理プログラム等を定めております。そして、これらに基づき、リスク管理委員会や主管部が中心となって、業務運営に係るリスク管理に取り組んでおります。また、より適正なリスクコントロールを行うための管理手法の高度化にも努めております。

(リスク管理態勢図)



ニ. 内部統制システムの整備の状況

当行では、健全で透明度の高い経営システムの構築を図っていくため、内部統制システムの整備を行っており、同システムを有効に機能させるために必要な情報伝達機能が確保されるよう、取締役会付議基準をはじめとした、様々なレポーティングラインを確立するとともに、内部通報制度（「企業倫理ホットライン」）を設け、非公式情報の伝達システムも構築しております。

ホ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制は、関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理しております。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統括的に管理しております。

また、当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当行並びに子会社各社で業務継続計画（BCP）を定め、経営統括部が統括的に管理しております。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、子会社においても、業務の決定及び執行についての相互監視が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置しております。

また、関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行っております。

(ニ) 子会社の取締役等及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制は、子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査しております。

また、子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置しております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

監査役会は、平成29年6月28日現在4名、うち3名は社外監査役（うち2名は非常勤監査役）で構成されております。常勤の社外監査役は、他の常勤監査役と連携しながら本部・営業店・子会社往査、現物監査等、全般的な監査を行っております。監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要会議に出席し、その会議の中で適切に提言・助言等を行っております。

監査役会は、会計監査人から適時適切な報告を受けるほか、定期的な会合等を通じて監査実施状況等についての十分な意見交換を行っており、独立性確保の前提のもとに相互間の連携の強化を図っております。

監査役会は、内部監査部門である監査部（平成29年6月28日現在12名）から適時適切な報告を受けるほか、毎月の監査評定会や監査講評時の立会い等を通じて、十分な意見交換を行っております。また、監査部は、監査役監査における指摘事項について、監査実施の際にフォローを行っております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当行は、2名の社外取締役と3名の社外監査役を選任しております。

選任にあたっては、社外役員自身はもとより社外役員が現任する団体等や歴任した団体・会社等が、現在及び過去に当行との人的関係や資本的关系等において特別な利害関係がなく、独立した立場から客観的・中立的に役割を遂行できること等、独立役員の判断基準を踏まえております。

社外取締役秋元厚志は、長年にわたる行政機関における経験に加え、公益財団法人理事長として事業全般について健全かつ効率的な組織運営に努めるなど、豊富なキャリアと幅広い知識を有しており、経営全般について客観的かつ透明性をもって社外取締役としての役割を適切に遂行できると判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役永房展子は、弁護士としての豊富な経験と知見ならびに高い法令遵守の精神を有しており、専門的見地から客観的かつ透明性をもって社外取締役としての役割を適切に遂行できると判断し、社外取締役に選任しております。

なお、社外取締役2名は金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

また、監査役会設置会社として4名の監査役を選任し、そのうち3名は社外監査役（うち常勤監査役1名）を選任しております。社外監査役3名は、それぞれ金融に関する豊かな経験と知識、法令等に関する高い知識と経験、税務に関する高い知識と経験を有しております。また、社外監査役府川一は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。社外監査役3名は金融商品取引所の定めに基づく独立役員でもあります。

各監査役は、取締役会のほか、重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、本部及び各営業店で、業務及び財産の状況を調査するなど、中立・公正な見地から客観的に経営及び業務執行に関する監査を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性は確保できていると考えております。

また、各監査役は会計監査人及び内部監査を所管する監査部と監査結果等について十分な意見交換を行い、連携をとりながら監査を行っております。

なお、社外取締役及び社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるよう、社外取締役及び社外監査役と当行との間で責任限定契約を締結しております。

④ 役員の報酬等の内容

イ. 役員報酬

役員の報酬は、株主総会で承認された報酬年額限度額の範囲内において、取締役分は取締役会の決議、監査役分は監査役の協議により決定した金額としております。

平成29年3月期において取締役に支払われた報酬の総額は、社外取締役の報酬2名分及び使用人兼務取締役の使用人としての報酬4名分を含んで125百万円であります。なお、平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会で、取締役の報酬額は年額132百万円以内（この額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と改定されております。

平成29年3月期において監査役に支払われた報酬の総額は、社外監査役の報酬6名分23百万円を含んで37百万円であります。なお、平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会で、監査役の報酬額は年額54百万円以内と改定されております。

ロ. 業績連動型株式報酬制度

当行は、平成29年6月27日開催の定時株主総会において、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当行株式を取得し、各取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対して、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式が本信託を通じて交付される、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

本制度は、当行の取締役の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本信託は当初信託期間を4年間とし、本制度により当行株式を取締役に交付するのに必要な当行株式の取得資金として、当該信託期間中に72百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として当行が拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定いたします。

なお、信託期間の満了時において、当行の取締役会の決定により、信託期間を3年毎に延長し（当行が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当行は、本制度により取締役に交付するのに必要な当行株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に54百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出いたします。

また、平成20年6月26日開催の第128期定時株主総会において、当行取締役の報酬枠とは別枠として、当行取締役に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間につき年額18百万円を上限とする旨及び当該新株予約権の具体的な内容について承認をいただいておりますが、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会において本制度の導入に関する議案の承認可決をもって、上記新株予約権に係る取締役の報酬枠を廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないことといたしました。

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

役員区分ごとの報酬等の総額等

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の内訳		
			基本報酬	ストックオプション	退職慰労金
取締役	7	116	105	10	—
監査役	1	13	13	—	—
社外役員	8	45	33	—	12

重要な使用人兼務役員の使用人給与額は35百万円、員数は4人です。

⑤ 株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 74銘柄
貸借対照表計上額の合計額 7,077百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（非上場株式を除く）の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

貸借対照表計上額の大きい順の28銘柄は次のとおりであります。

（特定投資株式）

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社技研製作所	693,338	1,417	取引関係維持
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	306,300	976	取引関係維持
東京海上ホールディングス株式会社	126,800	481	取引関係維持
四国電力株式会社	300,000	452	取引関係維持
株式会社キタムラ	532,300	434	取引関係維持
株式会社ヨンキュウ	247,400	318	取引関係維持
株式会社淀川製鋼所	97,000	231	取引関係維持
株式会社ミロク	665,781	192	取引関係維持
日本通運株式会社	345,000	176	取引関係維持
総合警備保障株式会社	24,000	146	取引関係維持
株式会社大東銀行	600,000	105	業務上の協力関係維持
大日本印刷株式会社	94,829	94	取引関係維持
株式会社第三銀行	484,000	72	業務上の協力関係維持
グローブライト株式会社	50,000	72	取引関係維持
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	208,600	68	業務上の協力関係維持
株式会社四国銀行	314,125	68	業務上の協力関係維持
株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ	20,900	54	業務上の協力関係維持
凸版印刷株式会社	52,000	49	取引関係維持
株式会社宮崎太陽銀行	268,000	47	業務上の協力関係維持
兼松エンジニアリング株式会社	50,700	46	取引関係維持
株式会社豊和銀行	511,000	41	業務上の協力関係維持
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	12,300	38	取引関係維持
株式会社東京自働機械製作所	205,000	33	取引関係維持
株式会社ありがとうサービス	9,200	27	取引関係維持
株式会社ケーズホールディングス	4,320	16	取引関係維持
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	3,400	11	業務上の協力関係維持
株式会社鳥貴族	2,100	4	取引関係維持
シンフォニアテクノロジー株式会社	30,000	4	取引関係維持

(みなし保有株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
—————	—	—	—

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の27銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社技研製作所	693,338	1,492	取引関係維持
S O M P Oホールディングス株式会社	306,300	1,249	取引関係維持
東京海上ホールディングス株式会社	126,800	595	取引関係維持
株式会社キタムラ	532,300	394	取引関係維持
四国電力株式会社	300,000	366	取引関係維持
株式会社ヨンキュウ	247,400	313	取引関係維持
株式会社淀川製鋼所	97,000	292	取引関係維持
株式会社ミロク	665,781	286	取引関係維持
日本通運株式会社	345,000	197	取引関係維持
大日本印刷株式会社	94,829	113	取引関係維持
株式会社大東銀行	600,000	101	業務上の協力関係維持
総合警備保障株式会社	24,000	99	取引関係維持
グローブライド株式会社	50,000	92	取引関係維持
株式会社四国銀行	314,125	91	業務上の協力関係維持
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	20,860	80	業務上の協力関係維持
株式会社第三銀行	48,400	80	業務上の協力関係維持
兼松エンジニアリング株式会社	50,700	59	取引関係維持
凸版印刷株式会社	52,000	59	取引関係維持
株式会社宮崎太陽銀行	268,000	45	業務上の協力関係維持
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	12,300	43	取引関係維持
株式会社豊和銀行	511,000	39	業務上の協力関係維持
株式会社東京自働機械製作所	205,000	34	取引関係維持
株式会社ありがとうサービス	9,200	25	取引関係維持
株式会社ケーズホールディングス	8,640	17	取引関係維持
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	3,400	13	業務上の協力関係維持
シンフォニアテクノロジー株式会社	30,000	9	取引関係維持
株式会社鳥貴族	2,100	5	取引関係維持

(みなし保有株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
—	—	—	—

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	6,148	150	131	△373
非上場株式	—	—	—	—

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	8,202	180	131	669
非上場株式	—	—	—	—

ニ. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当ありません。

ホ. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当ありません。

⑥ 業務執行、監査・監督機能に係る事項

イ. 取締役会

当行の取締役数は、平成29年6月28日現在、8名で構成しております。このうち2名が社外取締役です。取締役会は、法定の決議事項に加え、重要な業務執行に関する事項につきましても、取締役会規程で定める付議基準に基づき、報告を受け、協議を行い、又は決議しております。また、取締役会は、毎月1回以上開催することとしており、取締役は、自らの責任において、業務の健全性と適切性の確保に努めております。

ロ. 経営会議

経営会議は、代表取締役及び経営統括部担当取締役のほか、取締役会が特に定めた取締役をもって構成しております。経営会議は、取締役会に次ぐ経営会議体として、業務執行の意思決定及び経営の統制の適切性と円滑化の確保を図ることを目的としております。経営会議は、原則として毎月1回以上開催することとしております。

ハ. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、委員長のコンプライアンス統括部担当取締役のほか、常勤取締役と5部長で構成しており、法令等を遵守し、自浄能力のある組織であり続けるために、コンプライアンスに関する事項について、報告を受け、協議を行い、又は決議しております。コンプライアンス委員会は、原則3カ月ごとに開催することとしておりますが、必要がある場合には随時開催しております。

ニ. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、委員長の経営統括部担当取締役のほか、常勤取締役と経営統括部長で構成し、各種リスクをその特性に応じて適切に管理することにより、経営の健全性の確保と安定した収益の確保を図ることを目的に設置しており、リスク管理に関する幅広い事項について報告を受け、協議を行い、又は決議しております。リスク管理委員会は、毎月又は必要がある場合に随時開催しております。

ホ. 監査役会

当行は、監査役制度を採用しており、平成29年6月28日現在の体制は、常勤2名、非常勤2名の計4名で、このうち3名（常勤1名、非常勤2名）は社外監査役となっております。また、監査役の職務を補助するための専任スタッフを1名配置しております。また、当行の社外監査役は、当行のその他の取締役、監査

役と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。監査役会は、原則として毎月1回開催することとしております。

へ. 内部監査

業務の健全性及び適切性の維持・向上のため、監査部が業務運営部門から独立した内部監査部門として、本部・営業店及び連結子会社の業務運営に関して、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を実施し、取締役会に報告しています。

⑦ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行では、健全で透明度の高い経営システムの構築を図っていくため、内部統制システムの整備を行っており、同システムを有効に機能させるために必要な情報伝達機能が確保されるよう、取締役会付議基準をはじめとした、様々なレポーティングラインを確立するとともに、内部通報制度（「企業倫理ホットライン」）を設け、非公式情報の伝達システムも構築しております。

内部統制システム構築のための基本方針を次のとおり定め、これらの取組みを通して、内部統制システムの整備を図っております。

1. 取締役及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び職員等は、法令等の遵守は経営の最重要課題であると明記した「コンプライアンス規程」をはじめ、コンプライアンスに関する規程類を遵守する。
- (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議・決定し、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。
- (3) コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、各部店の部店長をコンプライアンス責任者として、その下にコンプライアンス担当者を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- (4) 事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、コンプライアンス統括部は全体の進捗状況及び評価等についてコンプライアンス委員会及び取締役会へ報告する。
- (5) コンプライアンス研修を研修計画に織り込むとともに、各種研修の場においてもコンプライアンスについての啓蒙時間を設ける。
- (6) 不祥事故防止の観点から、人事ローテーションや連続休暇制度等の職場離脱制度を実施する。
- (7) 法令等違反による不祥事や各リスク顕現化の防止及び早期発見、自浄プロセスの機動性向上等のために「企業倫理ホットライン」を設け、この運営を確保するために「内部通報制度実施規程」を整備する。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」の基本方針を定め、同基本方針に基づき財務報告の有効性を確保するための体制を整備する。
- (9) 監査部は各部店におけるコンプライアンスを含む内部管理態勢等の有効性、適切性について監査する。
- (10) 監査役は、取締役及び職員等の法令等遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監視・検証し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る文書は文書保存を定める行内規程類に基づき、適切に管理する。
- (2) 取締役の意思決定に係る文書については、各会議体の規程に、それぞれの付議基準を明確に定めるとともに、議事録を作成し、適切に保存及び管理する。
- (3) 内部情報の管理のための規程類を定め、経営統括部が一元管理するとともに、関係各部と連携して研修や臨店等で周知・徹底する。また、開示情報も経営統括部が統括・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク管理方針を定めリスクを統合的に管理する。
- (2) リスク管理の統括部署を経営統括部とし、リスク管理委員会を設置して各リスクを統合的に管理する。各リスクが顕現化し、頭取が経営に与える影響が極めて重大で緊急な対応が必要と認めた場合、対応する機関として対策本部を設置し、緊急時の管理体制を敷く。
- (3) 取締役会はリスクの適切かつ有効な内部管理態勢の構築と運用を図るため、リスク管理に係る業務執行を決定し、リスク管理に係る事項について付議または報告を受け、必要な意思決定と指示を行う。
- (4) リスク管理プログラム並びに各種施策を取締役会において決定し、各リスク管理態勢の機能状況については担当取締役が取締役会に報告する。
- (5) 事業年度毎に監査基本方針と監査計画を取締役会で決定し、監査部はそれに基づき監査を実施するとともに取締役会に監査の実施状況および結果について定期的に報告する。
- (6) 自然災害、風評リスク、情報漏洩、システム停止等の要因による緊急事態が及ぼす損失・影響を最小限に抑えるとともに、事態の早期収拾を図るため、平時からの危機管理態勢を構築する。
- (7) 地震の発生や病原菌感染の拡大等においても、継続すべき重要業務等を定めた「業務継続計画」に基づき、決済機能等を円滑に運行する体制を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び職員等の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限規程を制定し業務遂行における取締役、本部及び営業店の各職位の権限と責任を明確にする。
- (2) 取締役会は経営会議やリスク管理委員会等の下位会議体へ委任することで取締役が職務の執行を効率的に行うことができるように、各会議体の権限を明確にする。
- (3) コンプライアンスに関する諸問題についてはコンプライアンス委員会で審議したうえで、取締役会に付議する。

5. 次に掲げる体制その他の当行及び当行子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ① 関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
 - ② 当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当行並びに子会社各社で業務継続計画（BCP）を定め、経営統括部が統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 子会社においても、業務の決定及び執行についての相互監視が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
 - ② 関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。
- (4) 子会社の取締役等及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査する。
 - ② 子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置する。

6. 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助するため、監査役と協議のうえで必要な人員を常時配置する。

7. 前号の職員の取締役からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する常勤者は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- (2) 監査役の職務を補助する常勤者の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
- (3) 監査役の職務を補助する常勤者の人事考課については、監査役会の同意を得る。

8. 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制

- (1) 当行の取締役及び職員等が監査役に報告をするための体制
 - ① 当行の取締役及び職員等は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて役職員が監査役に通報できる制度を定める。
 - ③ 法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を予知あるいは発見した場合に監査役に報告する時期・方法等について明記し、役職員に周知徹底する。
- (2) 子会社の取締役・監査役及び職員等又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
 - ① 子会社の役職員等は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて子会社の役職員等が当行監査役に通報できる制度を定める。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 内部通報制度実施規程において、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを定める。
10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役がその職務の執行について、当行に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 株主総会に提出する監査役選任議案については、あらかじめ監査役会と協議を行い、決議する。
- (2) 監査役が取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席できることを各規程において明記する。
- (3) 監査部監査で得た情報については必要に応じて監査役に提供し、その円滑な職務の遂行に協力する旨を監査規程に定める。
- (4) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。
- (5) 監査役は必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。
- (6) 監査役及び監査役会が会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な関係を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する体制を確保する。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。
- (1) 反社会的勢力対応の統括部署をコンプライアンス統括部とし、各店の部店長を不当要求防止の責任者とす。新聞報道や営業店等からの反社会的勢力に関する情報は、当行グループで共有し、統括部署で一元管理する。
- (2) 「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取組みを推進する。
- (3) 反社会的勢力への対応にあたっては、弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センターと連携する。また、各地の公安委員会が開催する「不当要求防止責任者講習」を積極的に受講する。

⑧ 会計監査の状況

当行の会計監査業務を執行した公認会計士は山崎慎司及び秋山範之であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。また、当行の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他14名であります。

⑨ 種類株式

当行は、自己資本の充実を図り、財務基盤を強化するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

⑩ その他

当行は定款で以下の事項を定めております。

1. 当行の取締役は13名以内とする。
2. 当行の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
3. 当行は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれを行う。
4. 当行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものである。

5. 当行は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式の取得を行うことができる。これは、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものである。
6. 当行は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。これは、社外取締役に期待された役割を十分に発揮してもらうことを目的とするものである。
7. 当行は、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。これは、社外監査役に期待された役割を十分に発揮してもらうことを目的とするものである。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	65	—	65	—
連結子会社	—	—	—	—
計	65	—	65	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※7 43,806	※7 67,779
商品有価証券	208	405
金銭の信託	1,069	1,069
有価証券	※1, ※7, ※12 307,917	※1, ※7, ※12 313,271
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 680,073	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 685,883
外国為替	1,464	1,112
リース債権及びリース投資資産	※7 6,692	※7 6,520
その他資産	※7 8,192	9,608
有形固定資産	※10, ※11 16,352	※10, ※11 16,319
建物	4,412	4,568
土地	※9 10,685	※9 10,649
建設仮勘定	75	19
その他の有形固定資産	1,178	1,082
無形固定資産	856	692
ソフトウェア	471	382
ソフトウェア仮勘定	—	49
その他の無形固定資産	384	260
繰延税金資産	13	6
支払承諾見返	1,799	1,752
貸倒引当金	△12,739	△11,993
資産の部合計	1,055,705	1,092,427
負債の部		
預金	※7 900,884	※7 899,326
譲渡性預金	5,100	14,720
借入金	※7 61,711	※7 88,704
外国為替	0	0
その他負債	※7 8,828	※7 9,642
賞与引当金	388	384
退職給付に係る負債	3,473	3,423
役員退職慰労引当金	4	4
睡眠預金払戻損失引当金	214	232
繰延税金負債	511	364
再評価に係る繰延税金負債	※9 1,770	※9 1,766
負ののれん	153	136
支払承諾	1,799	1,752
負債の部合計	984,841	1,020,459

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
純資産の部		
資本金	19,544	19,544
資本剰余金	16,712	16,706
利益剰余金	21,523	23,217
自己株式	△157	△143
株主資本合計	57,622	59,324
その他有価証券評価差額金	7,045	6,224
土地再評価差額金	※9 3,613	※9 3,670
退職給付に係る調整累計額	△86	△43
その他の包括利益累計額合計	10,571	9,851
新株予約権	47	49
非支配株主持分	2,621	2,741
純資産の部合計	70,863	71,967
負債及び純資産の部合計	1,055,705	1,092,427

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
経常収益	25,114	24,155
資金運用収益	15,359	14,773
貸出金利息	11,557	10,999
有価証券利息配当金	3,720	3,716
コールローン利息及び買入手形利息	12	0
預け金利息	50	43
その他の受入利息	17	13
役務取引等収益	2,299	2,172
その他業務収益	6,774	6,125
その他経常収益	680	1,083
貸倒引当金戻入益	80	446
償却債権取立益	114	69
その他の経常収益	※1 486	※1 567
経常費用	21,507	20,998
資金調達費用	1,262	1,023
預金利息	1,148	966
譲渡性預金利息	5	2
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
借用金利息	108	55
役務取引等費用	1,464	1,610
その他業務費用	5,810	5,423
営業経費	※2 12,635	※2 12,523
その他経常費用	334	417
その他の経常費用	※3 334	※3 417
経常利益	3,606	3,156
特別利益	15	—
固定資産処分益	15	—
特別損失	154	145
固定資産処分損	136	22
減損損失	※4 17	※4 122
税金等調整前当期純利益	3,468	3,011
法人税、住民税及び事業税	192	515
法人税等調整額	170	189
法人税等合計	362	704
当期純利益	3,105	2,307
非支配株主に帰属する当期純利益	92	100
親会社株主に帰属する当期純利益	3,012	2,206

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	3,105	2,307
その他の包括利益	※1 △307	※1 △755
その他有価証券評価差額金	△423	△798
土地再評価差額金	93	—
退職給付に係る調整額	22	43
包括利益	2,798	1,551
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,698	1,429
非支配株主に係る包括利益	99	122

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,544	16,713	18,929	△158	55,027
当期変動額					
剰余金の配当			△464		△464
親会社株主に帰属する当期純利益			3,012		3,012
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		2	1
土地再評価差額金の取崩			46		46
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	2,594	1	2,594
当期末残高	19,544	16,712	21,523	△157	57,622

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,475	3,565	△109	10,931	39	2,524	68,523
当期変動額							
剰余金の配当							△464
親会社株主に帰属する当期純利益							3,012
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							1
土地再評価差額金の取崩							46
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△430	47	22	△360	8	97	△254
当期変動額合計	△430	47	22	△360	8	97	2,340
当期末残高	7,045	3,613	△86	10,571	47	2,621	70,863

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,544	16,712	21,523	△157	57,622
当期変動額					
剰余金の配当			△455		△455
親会社株主に帰属する当期純利益			2,206		2,206
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△5		15	9
土地再評価差額金の取崩			△57		△57
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△5	1,693	14	1,702
当期末残高	19,544	16,706	23,217	△143	59,324

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,045	3,613	△86	10,571	47	2,621	70,863
当期変動額							
剰余金の配当							△455
親会社株主に帰属する当期純利益							2,206
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							9
土地再評価差額金の取崩							△57
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△820	57	43	△720	1	120	△598
当期変動額合計	△820	57	43	△720	1	120	1,104
当期末残高	6,224	3,670	△43	9,851	49	2,741	71,967

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,468	3,011
減価償却費	855	979
減損損失	17	122
負ののれん償却額	△17	△17
株式報酬費用	10	10
貸倒引当金の増減(△)	△340	△745
賞与引当金の増減額(△は減少)	57	△4
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	1	12
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△2	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△22	17
資金運用収益	△15,359	△14,773
資金調達費用	1,262	1,023
有価証券関係損益(△)	△766	△649
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△54	△87
為替差損益(△は益)	0	0
固定資産処分損益(△は益)	121	22
商品有価証券の純増(△)減	△208	△197
貸出金の純増(△)減	△7,480	△5,810
預金の純増減(△)	△4,704	△1,557
譲渡性預金の純増減(△)	5,100	9,620
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	2,260	26,992
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△144	△4,996
外国為替(資産)の純増(△)減	△389	352
外国為替(負債)の純増減(△)	△0	△0
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	590	137
資金運用による収入	16,082	15,353
資金調達による支出	△1,459	△681
その他	368	△1,075
小計	△752	27,060
法人税等の支払額	△258	△186
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,010	26,874

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△72,266	△73,017
有価証券の売却による収入	25,127	25,114
有価証券の償還による収入	46,864	41,357
有形固定資産の取得による支出	△1,589	△813
有形固定資産の売却による収入	55	△0
無形固定資産の取得による支出	△201	△79
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,010	△7,439
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△464	△455
非支配株主への配当金の支払額	△2	△2
自己株式の取得による支出	△1	△0
自己株式の売却による収入	0	0
リース債務の返済による支出	△0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△467	△458
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△3,488	18,976
現金及び現金同等物の期首残高	46,187	42,698
現金及び現金同等物の期末残高	※1 42,698	※1 61,675

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 3社

株式会社高銀ビジネス、オーシャンリース株式会社、株式会社高知カード

(2) 非連結子会社 1社

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法非適用の非連結子会社 1社

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：39年～50年

その他：5年～10年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,236百万円（前連結会計年度末は3,688百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社においては、役員への退職慰労の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

(貸手側)

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益は0百万円減少（前連結会計年度は1百万円減少）しております。

(12) 負ののれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益の増加額は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3月31日)
組合出資金	—	289百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3月31日)
破綻先債権額	311百万円	319百万円
延滞債権額	31,279百万円	28,489百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はあります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3月31日)
貸出条件緩和債権額	2,272百万円	1,691百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3月31日)
合計額	33,863百万円	30,500百万円

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年 2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3月31日)
6,636百万円	6,031百万円

※ 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	76,757百万円	97,095百万円
リース債権及びリース投資資産	1,551百万円	921百万円
その他資産	58百万円	—
現金預け金	40百万円	40百万円
計	78,408百万円	98,057百万円

担保資産に対応する債務

預金	7,499百万円	7,528百万円
借入金	58,463百万円	84,143百万円
その他負債	2,876百万円	3,134百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
有価証券	8,636百万円	7,513百万円
現金預け金	18百万円	18百万円
その他資産	6百万円	6百万円

また、その他資産には、保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
敷金保証金	142百万円	139百万円
中央清算機関差入証拠金	—	1,199百万円
その他の保証金	935百万円	934百万円

※ 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
融資未実行残高	170,594百万円	175,024百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消し可能なもの)	167,892百万円	173,605百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
5,365百万円	5,321百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
減価償却累計額	13,946百万円	14,399百万円

※11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	850百万円 (一)	850百万円 (一)

※12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
4,400百万円	8,590百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
株式等売却益	226百万円	287百万円
金銭の信託運用益	54百万円	87百万円

※ 2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
給料・手当	6,862百万円	6,696百万円

※ 3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
貸出金償却	113百万円	154百万円
株式等売却損	92百万円	134百万円
信用保証協会の責任共有制度における負担金	17百万円	25百万円
株式等償却	42百万円	9百万円

※ 4. 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

			前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	減損損失 (百万円)
高知県内	営業店舗	土地	14	80
		建物	3	20
	社宅	土地	—	10
		建物	—	10

当行の資産のグルーピングについては、稼働資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△78	△501
組替調整額	△769	△649
税効果調整前	△847	△1,151
税効果額	423	352
その他有価証券評価差額金	△423	△798
土地再評価差額金		
当期発生額	—	—
組替調整額	—	—
税効果調整前	—	—
税効果額	93	—
土地再評価差額金	93	—
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△12	5
組替調整額	48	56
税効果調整前	35	62
税効果額	△13	△19
退職給付に係る調整額	22	43
その他の包括利益合計	△307	△755

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	102,448	—	—	102,448	
第1種優先株式	75,000	—	—	75,000	
合計	177,448	—	—	177,448	
自己株式					
普通株式	986	7	14	980	(注)
合計	986	7	14	980	

(注) 自己株式における普通株式の増加株式数7千株は、単元未満株式の買取請求による増加であり、減少株式数14千株は、ストック・オプションの行使に対応したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）	摘要
			当連結会 計年度期 首	当連結会計年度		当連結会 計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプション としての新株予約権	－					47	
合計		－					47	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	152	1.50	平成27年3月31日	平成27年6月29日
	第1種優先株式	127	1.704	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月11日 取締役会	普通株式	101	1.00	平成27年9月30日	平成27年12月4日
	第1種優先株式	83	1.1072	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	152	その他利益 剰余金	1.50	平成28年3月31日	平成28年6月29日
	第1種優先 株式	124	その他利益 剰余金	1.6608	平成28年3月31日	平成28年6月29日

当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	102,448	—	—	102,448	
第1種優先株式	75,000	—	—	75,000	
合計	177,448	—	—	177,448	
自己株式					
普通株式	980	6	94	892	(注)
合計	980	6	94	892	

(注) 自己株式における普通株式の増加株式数6千株は、単元未満株式の買取請求による増加であり、減少株式数94千株は、ストック・オプションの行使等に対応したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）	摘要
			当連結会 計年度期 首	当連結会計年度		当連結会 計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプション としての新株予約権						49	
合計							49	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	152	1.50	平成28年3月31日	平成28年6月29日
	第1種優先株式	124	1.6608	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年11月8日 取締役会	普通株式	101	1.00	平成28年9月30日	平成28年12月2日
	第1種優先株式	77	1.0272	平成28年9月30日	平成28年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	152	その他利益 剰余金	1.50	平成29年3月31日	平成29年6月28日
	第1種優先 株式	115	その他利益 剰余金	1.5408	平成29年3月31日	平成29年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金預け金勘定	43,806百万円	67,779百万円
普通預け金	△736百万円	△855百万円
定期預け金	△188百万円	△188百万円
譲渡性預け金	—	△5,000百万円
その他預け金	<u>△183百万円</u>	<u>△60百万円</u>
現金及び現金同等物	<u>42,698百万円</u>	<u>61,675百万円</u>

(リース取引関係)

リース取引関係について記載すべき重要なものではありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出金業務や預金業務を中心とした金融サービス業務を行うほか、債券等により有価証券運用を行っており、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、国内の取引先に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

保有している主な金融負債は、顧客から調達する預金であり、これは金利リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループでは、「リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」のほか、信用リスクに関する管理規程に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っています。

営業店及び審査部門（融資統括部）において、個別債務者の財務分析、業界動向、資金使途、返済計画の評価を行うことで、個別債務者の管理をしております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するように努めています。さらに、自己査定等の状況については、監査部がチェックしております。

リスク管理部門（与信管理部）において、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、銀行全体の適切な与信ポートフォリオの構築を図るとともに、ストレス・テストを行っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

② 市場リスクの管理

リスク管理部門は、金利リスクをはじめとした市場リスク量を計測するとともに、ストレス・テストを行って、金利・株式市場が大きく変動した場合に、自己資本に与える影響を試算しています。また、市場リスクを一定の範囲内に管理するため、ポジション枠、損失限度額、リスク・リミットのリスク限度枠を設定しており、リスク管理委員会等において、市場リスクのコントロールについて検討を行っております。

(i) 金利リスクの管理

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定及び金利変動に感応するオフバランス勘定を含む）における金利リスクは、観測期間5年で計測した金利変動の1%タイル値・99%タイル値による金利ショックを与え計量化しています。

また、上記の方法以外にも貸出金、預金、有価証券などについて、BPV（ベース・ポイント・バリュエーション）、ギャップ分析、VaR（バリュー・アット・リスク）などの計測手法を用いて計量化しています。

(ii) 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があり、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、市場リスクに関する管理規程に基づき、リスクを管理しております。資金運用部門である市場金融部は、予め取締役会において定められた取引種類ごとの運用限度額や保有基準等の範囲内で運用を行うことにより、価格変動リスクを管理しています。これらのモニタリング結果は、リスク管理部門を通じて、定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告し、検討、分析を行っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、金利リスク、為替リスク、株式等の価格変動リスクなどを、統一的なリスク尺度としてVaRを利用することにより管理しています。VaRの計測手法には分散共分散法を用いており、過去1年間のヒストリカル・データに基づき、リスク・ファクター間の相関を考慮し、保有期間120日、信頼区間片側99.0%によりリスク量を集計しています。これらの前提条件をもとに計測した、平成29年3月31日時点における、当行単体のVaRの値は9,939百万円（前連結会計年度末は10,937百万円）です。VaR計測モデルについては、定期的にバック・テストングを実施することにより、その有効性を分析しています。なお、分散共分散法によるVaRは、統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件等によって、大きく異なる値となるものであり、また、最大損失額の予測を意図するものではありません。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、管理規程の整備を進めるとともに、取締役会において年度毎にリスク管理プログラムを定め、流動性リスクの顕在化を防止しております。また、流動性リスクの主管部である市場金融部では、資金繰りをする部門（フロント・オフィス）と事務処理及びリスク管理を担当する部門（バック・オフィス）を分離し、それぞれ管理ルールに則った業務運営を行っており、相互に牽制機能が働く体制をとるとともに、リスク統括部署（経営統括部）においてモニタリングを実施しています。

リスクの分析結果は定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	43,806	43,806	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	208	208	—
(3) 金銭の信託	1,069	1,069	—
(4) 有価証券			
その他有価証券	306,959	306,959	—
(5) 貸出金	680,073		
貸倒引当金(*1)	△12,429		
	667,643	671,272	3,629
資産計	1,019,686	1,023,315	3,629
(1) 預金	900,884	901,962	1,078
(2) 譲渡性預金	5,100	5,100	—
(3) 借入金	61,711	61,729	17
負債計	967,695	968,792	1,096

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	67,779	67,779	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	405	405	—
(3) 金銭の信託	1,069	1,069	—
(4) 有価証券 其他有価証券	311,973	311,973	—
(5) 貸出金 貸倒引当金（※1）	685,883 △11,760		
	674,123	676,631	2,508
資産計	1,055,351	1,057,860	2,508
(1) 預金	899,326	899,900	573
(2) 譲渡性預金	14,720	14,720	—
(3) 借用金	88,704	88,530	△174
負債計	1,002,750	1,003,150	399

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

（3）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

（4）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債等は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成28年３月31日)	当連結会計年度 (平成29年３月31日)
① 非上場株式(*1)(*2)	958	936
② 組合出資金(*3)	—	360
合 計	958	1,297

(※１) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※２) 前連結会計年度において、非上場株式について２百万円減損処理を行っています。

当連結会計年度において、非上場株式についての減損処理額はありません。

(※３) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	30,429	—	—	—	—	—
有価証券	32,137	80,542	71,727	22,153	24,385	44,677
その他有価証券のうち 満期があるもの	32,137	80,542	71,727	22,153	24,385	44,677
うち国債	12,000	32,000	29,000	12,000	2,000	11,000
地方債	2,900	—	8,295	—	—	1,000
社債	12,298	34,741	17,248	6,200	7,370	26,189
外国債券	4,399	10,207	12,880	3,690	11,324	5,514
その他	539	3,594	4,303	263	3,690	973
貸出金(※)	179,290	130,943	96,914	58,508	54,957	103,720
合 計	241,856	211,486	168,641	80,662	79,342	148,397

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない31,590百万円、期間の定めのないもの24,147百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	54,525	—	—	—	—	—
有価証券	32,005	88,103	55,390	16,855	30,282	52,829
その他有価証券のうち 満期があるもの	32,005	88,103	55,390	16,855	30,282	52,829
うち国債	7,000	41,000	19,000	6,000	3,000	9,000
地方債	—	3,751	4,544	—	1,800	—
社債	20,261	27,295	17,046	4,840	7,070	37,074
外国債券	3,543	10,965	9,997	5,865	9,953	5,809
その他	1,200	5,091	4,802	150	8,458	945
貸出金(※)	182,853	131,893	99,017	59,941	54,312	105,057
合 計	269,384	219,997	154,407	76,797	84,595	157,886

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない28,831百万円、期間の定めのないもの23,976百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	665,895	230,256	4,562	74	48	47
譲渡性預金	5,100	—	—	—	—	—
借入金	17,556	26,561	17,384	124	84	—
合 計	688,551	256,817	21,947	199	132	47

(*) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	771,999	123,185	4,011	76	12	41
譲渡性預金	14,720	—	—	—	—	—
借入金	13,883	32,163	42,456	141	58	—
合 計	800,603	155,349	46,467	218	71	41

(*) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)	7	4

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	7,743	4,773	2,970
	債券	216,038	208,690	7,347
	国債	103,651	99,072	4,579
	地方債	12,865	12,260	604
	社債	99,521	97,357	2,163
	その他	49,530	47,742	1,788
	外国債券	36,336	35,248	1,088
	小計	273,311	261,205	12,106
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	4,287	5,211	△924
	債券	6,476	6,625	△148
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	6,476	6,625	△148
	その他	22,882	23,721	△838
	外国債券	12,653	13,000	△346
	小計	33,647	35,558	△1,911
合計		306,959	296,764	10,194

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額958百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	10,925	6,843	4,081
	債券	195,303	190,232	5,070
	国債	86,875	83,752	3,123
	地方債	9,815	9,344	470
	社債	98,612	97,135	1,476
	その他	45,523	43,690	1,832
	外国債券	30,739	29,955	783
	小計	251,751	240,766	10,984
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	3,718	4,107	△388
	債券	20,703	21,089	△386
	国債	1,907	1,996	△89
	地方債	791	800	△8
	社債	18,004	18,293	△288
	その他	40,800	41,967	△1,166
	外国債券	16,124	16,428	△303
	小計	65,222	67,164	△1,941
合計		316,973	307,931	9,042

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額1,297百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,767	226	△92
債券	21,217	815	—
国債	17,827	791	—
地方債	1,010	6	—
社債	2,379	16	—
その他	2,203	9	△0
外国債券	2,153	7	△0
合計	25,187	1,051	△92

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	3,643	287	△134
債券	19,208	611	△29
国債	3,647	542	—
地方債	—	—	—
社債	15,561	68	△29
その他	2,210	0	△22
外国債券	2,134	0	△0
合計	25,062	900	△185

5. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、193百万円（うち、社債153百万円、株式40百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額はあります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、銘柄ごとに以下のとおり定めております。

- ① 時価が取得原価に対して50%以上下落している場合
- ② 時価が取得原価に対して30%以上50%未満下落し、かつ発行会社の業績推移等を勘案した一定の基準に該当した場合

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,069	15

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,069	8

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)
連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	10,194
その他有価証券	10,194
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	3,056
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	7,138
（△）非支配株主持分相当額	92
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	7,045

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	9,043
その他有価証券	9,043
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	2,704
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	6,339
（△）非支配株主持分相当額	114
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	6,224

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	21,537	—	432	432
	買建	1,811	—	△21	△21
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	410	410

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	19,018	—	250	250
	買建	419	—	5	5
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	255	255

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、平成22年1月1日から確定拠出企業型年金制度（前払い退職金制度との選択制）と退職一時金制度で構成する退職給付制度を採用しております。また、従業員の退職等に際して、割増退職金を支払う場合があります。

なお、連結子会社は、主として退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,507	3,473
勤務費用	170	166
利息費用	31	31
数理計算上の差異の発生額	12	△5
退職給付の支払額	△248	△242
過去勤務費用の発生額	—	—
その他	—	—
退職給付債務の期末残高	3,473	3,423

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	3,473	3,423
年金資産	—	—
非積立型制度の退職給付債務	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,473	3,423

退職給付に係る負債	3,473	3,423
退職給付に係る資産	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,473	3,423

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
勤務費用（注1）	170	166
利息費用	31	31
期待運用収益	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	48	56
過去勤務費用の費用処理額	—	—
その他（注2）	25	17
確定給付制度に係る退職給付費用	275	271

(注1) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(注2) 臨時に支払った割増退職金であります。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
過去勤務費用	—	—
数理計算上の差異	35	62
その他	—	—
合計	35	62

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
未認識過去勤務費用	—	—
未認識数理計算上の差異	124	62
その他	—	—
合計	124	62

(7) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

区分	前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
割引率	0.90%	0.90%
長期期待運用収益率	—	—
予想昇給率等	7.60%	7.49%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度169百万円、当連結会計年度164百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業経費	10百万円	10百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役7名	当行の取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 136,000株	普通株式 129,000株
付与日	平成20年8月26日	平成21年8月27日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 平成20年8月27日 至 平成50年8月26日	自 平成21年8月28日 至 平成51年8月27日
	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役7名	当行の取締役8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 146,000株	普通株式 146,000株
付与日	平成22年8月31日	平成23年8月25日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 平成22年9月1日 至 平成52年8月31日	自 平成23年8月26日 至 平成53年8月25日
	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役7名	当行の取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 146,000株	普通株式 80,000株
付与日	平成24年9月12日	平成25年12月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 平成24年9月13日 至 平成54年9月12日	自 平成25年12月27日 至 平成55年12月26日
	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役7名	当行の取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 85,000株	普通株式 77,000株
付与日	平成26年8月27日	平成27年8月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 平成26年8月28日 至 平成56年8月27日	自 平成27年8月27日 至 平成57年8月26日

	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（名）	当行の取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 114,000株
付与日	平成28年8月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 平成28年8月25日 至 平成58年8月24日

（注）株式数に換算して記載している。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	35,000	35,000
権利確定	—	—
権利行使	10,000	10,000
失効	—	—
未行使残	25,000	25,000
	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	42,000	50,000
権利確定	—	—
権利行使	12,000	11,000
失効	—	—
未行使残	30,000	39,000

	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	78,000	66,000
権利確定	—	—
権利行使	17,000	12,000
失効	—	—
未行使残	61,000	54,000
	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	78,000	77,000
権利確定	—	—
権利行使	12,000	10,000
失効	—	—
未行使残	66,000	67,000

	平成28年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	114,000
失効	—
権利確定	114,000
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	114,000
権利行使	—
失効	—
未行使残	114,000

② 単価情報

	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	113	113
付与日における公正な評価単価 (円)	94	82
	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	113	113
付与日における公正な評価単価 (円)	66	74
	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	113	113
付与日における公正な評価単価 (円)	76	141
	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	113	113
付与日における公正な評価単価 (円)	126	132
	平成28年ストック・オプション	
権利行使価格 (円)	1	
行使時平均株価 (円)	—	
付与日における公正な評価単価 (円)	95	

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

		平成28年Stock・オプション
株価変動性	(注1)	36.3%
予想残存期間	(注2)	4.50年
予想配当	(注3)	2.36%
無リスク利率	(注4)	△0.18%

(注1) 予想残存期間(4.5年)に対応する株価変動実績に基づいて算出しております。

(注2) 過去の取締役の平均的な在任期間に基づいて見積っております。

(注3) 平成28年3月期に基づいております。

(注4) 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用します。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成29年 3 月31 日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,349百万円	4,135百万円
退職給付に係る負債	1,058	1,042
その他有価証券評価差額金	581	577
固定資産の減損損失	278	302
有価証券評価損	369	213
賞与引当金	119	118
繰延資産	97	97
減価償却	69	63
税務上の繰越欠損金	98	4
その他	348	382
繰延税金資産小計	7,371	6,938
評価性引当額	△4,120	△3,899
繰延税金資産合計	3,251	3,038
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3,638	△3,282
固定資産圧縮積立金	△104	△104
子会社の留保利益金	△6	△10
その他	△0	—
繰延税金負債合計	△3,749	△3,396
繰延税金資産(△は負債)の純額	△497百万円	△358百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	32.82%	30.69%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.47	0.52
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.56	△0.74
住民税均等割等	0.73	0.84
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.78	—
評価性引当額	△26.44	△7.31
その他	△0.34	△0.60
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.46%	23.40%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社3社で構成されており、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

「リース業」は、連結子会社のオーシャンリース株式会社において、リース業務等を行っております。

「クレジットカード業」は、株式会社高知カードにおいて、クレジットカード業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	18,784	5,961	367	25,114	—	25,114
セグメント間の内部経常収益	50	59	—	110	△110	—
計	18,835	6,021	367	25,224	△110	25,114
セグメント利益	3,368	217	23	3,609	△2	3,606
セグメント資産	1,045,705	11,089	2,332	1,059,126	△3,421	1,055,705
セグメント負債	978,850	7,753	1,349	987,954	△3,112	984,841
その他の項目						
減価償却費	782	57	0	841	14	855
資金運用収益	15,339	1	56	15,397	△38	15,359
資金調達費用	1,215	82	0	1,298	△36	1,262
特別利益	15	—	—	15	—	15
特別損失	153	0	0	153	0	154
（減損損失）	17	—	—	17	—	17
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,959	2	4	1,966	9	1,975

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 調整額は、次のとおりであります。

- （1）セグメント利益の調整額△2百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
- （2）セグメント資産の調整額△3,421百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （3）セグメント負債の調整額△3,112百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （4）減価償却費の調整額14百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費であります。
- （5）資金運用収益の調整額△38百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （6）資金調達費用の調整額△36百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （7）特別損失の調整額0百万円は、グループ内のリース取引における固定資産処分損の増加額であります。
- （8）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額9百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	18,230	5,571	352	24,155	—	24,155
セグメント間の内部経常収益	45	55	—	100	△100	—
計	18,276	5,626	352	24,256	△100	24,155
セグメント利益	2,894	247	17	3,159	△2	3,156
セグメント資産	1,082,226	11,825	2,397	1,096,449	△4,022	1,092,427
セグメント負債	1,014,483	8,306	1,377	1,024,167	△3,707	1,020,459
その他の項目						
減価償却費	901	60	1	962	16	979
資金運用収益	14,748	12	46	14,808	△34	14,773
資金調達費用	986	70	0	1,056	△32	1,023
特別利益	—	—	—	—	—	—
特別損失	143	0	0	144	0	145
（減損損失）	122	—	—	122	—	122
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	931	17	1	950	9	960

（注）１．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

２．調整額は、次のとおりであります。

- （１）セグメント利益の調整額△２百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
- （２）セグメント資産の調整額△4,022百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （３）セグメント負債の調整額△3,707百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （４）減価償却費の調整額16百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費であります。
- （５）資金運用収益の調整額△34百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （６）資金調達費用の調整額△32百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （７）特別損失の調整額０百万円は、グループ内のリース取引における固定資産処分損の増加額であります。
- （８）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額９百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。

３．セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	11,557	4,780	5,928	2,846	25,114

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10,999	4,618	5,510	3,026	24,155

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
減損損失	17	—	—	17	—	17

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
減損損失	122	—	—	122	—	122

【報告セグメントごとの負ののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業		
当期償却額	—	17	—	—	17
当期末残高	—	153	—	—	153

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業		
当期償却額	—	17	—	—	17
当期末残高	—	136	—	—	136

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

１．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	岩崎 笑 岩崎文明 (注2)	— —	— —	— 当行監査役	— 0.03	資金の貸出 利息の受取	資金の貸出 利息の受取	△3 1	貸出金	58
役員及びその近親者	岩崎 笑	—	—	—	—	資金の貸出 利息の受取	資金の貸出 利息の受取	△2 0	貸出金 (注3)	5
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 ブライト (注4)	高知県 高知市	1	不動産業	—	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸借契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借料支払 (注5)	△2 0 1	貸出金 (注3)	16
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社 シーアール エフ (注4)	高知県 高知市	3	不動産業	—	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸借契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借料支払 (注5)	△4 0 4	貸出金	16

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 貸出金の取引条件は、一般の取引先と同様に決定しております。
(注2) 岩崎笑と監査役岩崎文明は連帯債務者であります。
(注3) 監査役岩崎文明が連帯保証契約を締結しております。
(注4) 監査役岩崎文明の近親者が議決権の100%を直接保有しております。
(注5) 土地の賃借料は、近隣の賃貸条件を勘案したうえで協議し、賃貸借契約を締結しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	岩崎 笑	—	—	—	—	資金の貸出	資金の貸出	△3	貸出金	54
	岩崎文明 (注2)	—	—	当行監査役	0.03	利息の受取	利息の受取	1		
役員及びその近親者	岩崎 笑	—	—	—	—	資金の貸出 利息の受取	資金の貸出 利息の受取	△2 0	貸出金 (注3)	3
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 ブライト (注4)	高知県 高知市	1	不動産業	—	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸 借契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借 料支払 (注5)	△2 0 1	貸出金 (注3)	13
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社 シーアール エフ (注4)	高知県 高知市	3	不動産業	—	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸 借契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借 料支払 (注5)	△4 0 4	貸出金	12

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 貸出金の取引条件は、一般の取引先と同様に決定しております。
- (注2) 岩崎笑と監査役岩崎文明は連帯債務者であります。
- (注3) 監査役岩崎文明が連帯保証契約を締結しております。
- (注4) 監査役岩崎文明の近親者が議決権の100%を直接保有しております。
- (注5) 土地の賃借料は、近隣の賃貸条件を勘案したうえで協議し、賃貸借契約を締結しております。

- (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	523円01銭	532円32銭
1株当たり当期純利益金額	27円64銭	19円83銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	14円83銭	9円51銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1株当たり純資産額			
純資産の部の合計額	百万円	70,863	71,967
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	17,794	17,906
(うち新株予約権)	百万円	47	49
(うち非支配株主持分)	百万円	2,621	2,741
(うち優先株式)	百万円	15,000	15,000
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	124	115
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	53,069	54,060
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	101,467	101,555

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,012	2,206
普通株主に帰属しない金額	百万円	207	192
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	124	115
うち中間優先配当額	百万円	83	77
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	2,805	2,014
普通株式の期中平均株式数	千株	101,468	101,552
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	207	192
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	124	115
うち中間優先配当額	百万円	83	77
普通株式増加数	千株	101,621	130,362
うち優先株式	千株	101,191	129,930
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更

当行は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

なお、本件につきましては、普通株主、第1種優先株主に係る各種株主総会に付議することを併せて決議し、同株主総会にて承認可決されました。その内容は以下のとおりであります。

1. 単元株式数の変更及び株式併合

(1) 目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場株式会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月1日とされています。

当行は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、普通株式について10株を1株に併合する株式併合を行うことといたしました。あわせて、第1種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株を1株に併合する株式併合を行うことといたしました。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって、普通株式及び第1種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更いたします。

(3) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式及び第1種優先株式

②併合の方法・比率

普通株式及び第1種優先株式のいずれについても、平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	普通株式	102,448,000株
	第1種優先株式	75,000,000株
株式併合により減少する株式数	普通株式	92,203,200株
	第1種優先株式	67,500,000株
株式併合後の発行済株式総数	普通株式	10,244,800株
	第1種優先株式	7,500,000株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④株式併合による影響

株式併合により、普通株式及び第1種優先株式の発行済株式総数はいずれも10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、各株式の1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、普通株式及び第1種優先株式のいずれにおいても、株式の資産価値に変動はありません。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき、当行が一括処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 新株予約権の権利行使価額の調整

発行決議日（付与対象者の区分）	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
平成20年8月8日 取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	1 円	10円
平成21年8月12日 取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	1 円	10円
平成22年8月12日 取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	1 円	10円
平成23年8月8日 取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	1 円	10円
平成24年8月7日 取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	1 円	10円
平成25年11月26日 取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	1 円	10円
平成26年8月8日 取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	1 円	10円
平成27年8月7日 取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	1 円	10円
平成28年8月9日 取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	1 円	10円

(6) 第1種優先株式に係る取得価額及び下限取得価額の調整

当行の第1種優先株式に係る発行要項上、当行が株式の併合を行う場合、第1種優先株式に係る取得価額及び下限取得価額は、当該発行要項の定めに従って調整されることとなりますが、当該調整後の取得価額及び下限取得価額は、現時点では確定しておりません。

2. 定款の一部変更

(1) 単元株式数の変更

平成29年10月1日をもって、普通株式及び第1種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更いたします。

(2) 発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数

平成29年10月1日をもって、当行の発行可能株式総数を4億株から4,090万株、普通株式の発行可能種類株式総数を4億株から4,090万株、第1種優先株式の発行可能種類株式総数を4億株から4,090万株に変更いたします。

3. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会決議日	平成29年6月27日
普通株主、第1種優先株主に係る各種株主総会決議日	平成29年6月27日
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	5,230円18銭	5,323円28銭
1株当たり当期純利益金額	276円44銭	198円32銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	148円33銭	95円14銭

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	61,711	88,704	0.04	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	61,711	88,704	0.04	平成29年4月～ 平成38年4月
1年以内に返済予定のリース債務	49	40	—	—
リース債務（1年以内に返済予定 のものを除く。）	125	84	—	平成30年4月～ 平成34年4月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、「平均利率」の記載をしておりません。

2. 借入金のうち日本銀行からの借入金83,600百万円は無利息であります。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金 (百万円)	13,883	18,241	13,922	42,145	310
リース債務 (百万円)	40	38	16	12	15

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、コマーシャル・ペーパーの発行については、該当ありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	6,679	12,500	18,599	24,155
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	1,432	1,733	2,805	3,011
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	1,162	1,301	2,134	2,206
1株当たり四半期(当期)純 利益金額	11円44銭	12円5銭	20円26銭	19円83銭

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (△は1株当たり四半期純損 失金額)	11円44銭	60銭	8円20銭	△43銭

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年 3 月31 日)	当事業年度 (平成29年 3 月31 日)
資産の部		
現金預け金	43,121	66,802
現金	13,374	13,252
預け金	※ 7 29,746	※ 7 53,550
商品有価証券	208	405
商品国債	208	306
商品政府保証債	—	99
金銭の信託	1,069	1,069
有価証券	※ 7 307,979	※ 7 313,285
国債	103,651	88,783
地方債	12,865	10,606
社債	※10 105,998	※10 116,617
株式	※ 1 13,050	※ 1 15,599
その他の証券	72,413	※ 1 81,679
貸出金	※ 2, ※ 3, ※ 4, ※ 5, ※11 682,320	※ 2, ※ 3, ※ 4, ※ 5, ※11 688,750
割引手形	※ 6 6,636	※ 6 6,031
手形貸付	37,289	30,876
証書貸付	564,625	566,027
当座貸越	※ 8 73,768	※ 8 85,815
外国為替	1,464	1,112
外国他店預け	906	750
取立外国為替	557	361
その他資産	3,157	3,948
前払費用	58	58
未収収益	1,072	1,013
金融派生商品	448	281
その他の資産	※ 7 1,578	※ 7 2,595
有形固定資産	※ 9 16,255	※ 9 16,225
建物	4,409	4,565
土地	10,675	10,639
リース資産	18	62
建設仮勘定	75	19
その他の有形固定資産	1,076	938
無形固定資産	799	647
ソフトウェア	417	339
ソフトウェア仮勘定	—	49
その他の無形固定資産	382	258
支払承諾見返	1,799	1,752
貸倒引当金	△12,508	△11,812
資産の部合計	1,045,667	1,082,187

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
預金	※7 901,642	※7 900,057
当座預金	33,656	36,209
普通預金	282,163	307,414
貯蓄預金	8,745	8,912
通知預金	1,620	924
定期預金	564,108	535,400
定期積金	7,985	7,632
その他の預金	3,362	3,564
譲渡性預金	5,100	14,720
借入金	※7 57,517	※7 84,557
借入金	57,517	84,557
外国為替	0	0
売渡外国為替	0	0
その他負債	6,706	7,526
未払法人税等	112	439
未払費用	1,201	1,575
前受収益	513	489
給付補填備金	2	2
金融派生商品	37	25
リース債務	19	67
その他の負債	※7 4,818	※7 4,925
賞与引当金	380	376
退職給付引当金	3,330	3,342
睡眠預金払戻損失引当金	214	232
繰延税金負債	522	333
再評価に係る繰延税金負債	1,770	1,766
支払承諾	1,799	1,752
負債の部合計	978,984	1,014,665
純資産の部		
資本金	19,544	19,544
資本剰余金	16,712	16,706
資本準備金	11,751	11,751
その他資本剰余金	4,961	4,955
利益剰余金	19,904	21,505
利益準備金	657	748
その他利益剰余金	19,247	20,757
圧縮記帳積立金	237	237
繰越利益剰余金	19,010	20,519
自己株式	△157	△143
株主資本合計	56,003	57,613
其他有価証券評価差額金	7,017	6,189
土地再評価差額金	3,613	3,670
評価・換算差額等合計	10,630	9,859
新株予約権	47	49
純資産の部合計	66,682	67,522
負債及び純資産の部合計	1,045,667	1,082,187

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
経常収益	18,838	18,278
資金運用収益	15,339	14,748
貸出金利息	11,539	10,987
有価証券利息配当金	3,718	3,704
コールローン利息	12	0
預け金利息	50	43
その他の受入利息	17	13
役務取引等収益	2,025	1,896
受入為替手数料	627	621
その他の役務収益	1,397	1,274
その他業務収益	845	614
商品有価証券売買益	10	—
国債等債券売却益	824	612
国債等債券償還益	9	2
その他経常収益	628	1,018
貸倒引当金戻入益	55	413
償却債権取立益	114	69
株式等売却益	226	287
金銭の信託運用益	54	87
その他の経常収益	177	159
経常費用	15,472	15,394
資金調達費用	1,215	986
預金利息	1,148	966
譲渡性預金利息	5	2
コールマネー利息	0	0
借用金利息	61	17
役務取引等費用	1,297	1,442
支払為替手数料	109	108
その他の役務費用	1,188	1,333
その他業務費用	292	336
外国為替売買損	116	217
商品有価証券売買損	—	1
国債等債券売却損	0	51
国債等債券償還損	6	57
国債等債券償却	153	—
金融派生商品費用	16	7
営業経費	※1 12,336	※1 12,214
その他経常費用	329	414
貸出金償却	110	154
株式等売却損	92	134
株式等償却	42	9
その他の経常費用	84	115
経常利益	3,365	2,883
特別利益	15	—
固定資産処分益	15	—
特別損失	153	143
固定資産処分損	136	21
減損損失	17	122
税引前当期純利益	3,227	2,739
法人税、住民税及び事業税	144	453
法人税等調整額	154	172
法人税等合計	299	626
当期純利益	2,928	2,113

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
						圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	19,544	11,751	4,961	16,713	564	232	16,598	17,394	△158	53,493
当期変動額										
剰余金の配当					92		△557	△464		△464
当期純利益							2,928	2,928		2,928
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分			△0	△0					2	1
実効税率変更による圧縮記 帳積立金の増加						5	△5	－		－
土地再評価差額金の取崩							46	46		46
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	△0	△0	92	5	2,411	2,509	1	2,510
当期末残高	19,544	11,751	4,961	16,712	657	237	19,010	19,904	△157	56,003

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	7,449	3,565	11,014	39	64,547
当期変動額					
剰余金の配当					△464
当期純利益					2,928
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					1
実効税率変更による圧縮記帳積立金の増加					－
土地再評価差額金の取崩					46
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△431	47	△383	8	△375
当期変動額合計	△431	47	△383	8	2,135
当期末残高	7,017	3,613	10,630	47	66,682

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	19,544	11,751	4,961	16,712	657	237	19,010	19,904	△157	56,003
当期変動額										
剰余金の配当					91		△546	△455		△455
当期純利益							2,113	2,113		2,113
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			△5	△5					15	9
実効税率変更による圧縮記帳積立金の増加						—	—	—		—
土地再評価差額金の取崩							△57	△57		△57
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	△5	△5	91	—	1,509	1,600	14	1,609
当期末残高	19,544	11,751	4,955	16,706	748	237	20,519	21,505	△143	57,613

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	7,017	3,613	10,630	47	66,682
当期変動額					
剰余金の配当					△455
当期純利益					2,113
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					9
実効税率変更による圧縮記帳積立金の増加					—
土地再評価差額金の取崩					△57
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△828	57	△771	1	△769
当期変動額合計	△828	57	△771	1	839
当期末残高	6,189	3,670	9,859	49	67,522

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：39年～50年

その他：5年～10年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,236百万円（前事業年度末は3,688百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は当事業年度の費用に計上しております。

（会計方針の変更）

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益の増加額は軽微であります。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式及び出資金の総額

	前事業年度 (平成28年 3 月31 日)	当事業年度 (平成29年 3 月31 日)
株式	318百万円	318百万円
組合出資金	—	284百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年 3 月31 日)	当事業年度 (平成29年 3 月31 日)
破綻先債権額	308百万円	318百万円
延滞債権額	31, 252百万円	28, 469百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はあります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年 3 月31 日)	当事業年度 (平成29年 3 月31 日)
貸出条件緩和債権額	2, 272百万円	1, 691百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年 3 月31 日)	当事業年度 (平成29年 3 月31 日)
合計額	33, 834百万円	30, 478百万円

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年 2 月13 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年 3 月31 日)	当事業年度 (平成29年 3 月31 日)
	6, 636百万円	6, 031百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	76,757百万円	97,095百万円
担保資産に対応する債務		
預金	7,499百万円	7,528百万円
借入金	56,500百万円	83,600百万円
その他の負債	2,876百万円	3,134百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
有価証券	8,636百万円	7,513百万円
預け金	18百万円	18百万円

また、その他の資産には、保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
敷金保証金	135百万円	124百万円
中央清算機関差入証拠金	—	1,199百万円
その他の保証金	933百万円	932百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
融資未実行残高	172,072百万円	175,649百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消し可能なもの)	169,370百万円	174,230百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
圧縮記帳額 (当該事業年度の圧縮記帳額)	850百万円 (—)	850百万円 (—)

※10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
4,400百万円	8,590百万円

※11. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
58百万円	54百万円

(損益計算書関係)

※1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
給料・手当	6,402百万円	6,244百万円

(有価証券関係)

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
子会社株式	318	603
関連会社株式	—	—
合計	318	603

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

子会社株式には、子会社に対する組合出資金を含めております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年 3 月31日)	当事業年度 (平成29年 3 月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,291百万円	4,093百万円
退職給付引当金	1,014	1,018
その他有価証券評価差額金	581	577
固定資産の減損損失	278	302
有価証券評価損	351	195
賞与引当金	116	115
繰延資産	97	97
減価償却	61	59
税務上の繰越欠損金	96	—
その他	311	348
繰延税金資産小計	7,202	6,808
評価性引当額	△4,034	△3,822
繰延税金資産合計	3,167	2,986
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3,586	△3,216
固定資産圧縮積立金	△104	△104
繰延税金負債合計	△3,690	△3,320
繰延税金資産（△は負債）の純額	△522百万円	△333百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	32.82%	30.69%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.51	0.56
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.59	△0.74
住民税均等割等	0.77	0.91
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.99	—
評価性引当額	△27.94	△7.73
その他	△0.30	△0.83
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.26%	22.86%

(重要な後発事象)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更

当行は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

詳細については、「連結財務諸表」における「注記事項」の(重要な後発事象)に記載のとおりであります。

なお、当該株式併合が前事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	5,076円52銭	5,155円50銭
1株当たり当期純利益金額	268円13銭	189円15銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	144円18銭	91円13銭

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	12,368	443	46 (31)	12,765	8,199	248	4,565
土地	10,675	54	90 (90)	10,639	—	—	10,639
	[5,332]		[△53]	[5,385]			
リース資産	35	50	—	86	24	6	62
建設仮勘定	75	305	361	19	—	—	19
その他の有形固定資産	4,497	283	240	4,541	3,602	417	938
	[51]			[51]			
有形固定資産計	27,653	1,137	739 (122)	28,051	11,826	672	16,225
	[5,383]		[△53]	[5,437]			
無形固定資産							
ソフトウェア	1,505	24	84	1,446	1,106	102	339
ソフトウェア仮勘定	—	49	—	49	—	—	49
その他の無形固定資産	1,297	—	—	1,297	1,038	124	258
無形固定資産計	2,803	74	84	2,793	2,145	226	647

(注) 1. 当期減少額欄における () 内は減損損失の計上額 (内書き) であります。

2. 当期首残高欄及び当期末残高欄における [] 内は、土地再評価差額 (繰延税金負債控除前) の残高であります。また、当期減少額欄における [] 内は、土地再評価差額 (繰延税金負債控除前) の減少であり、土地の減損損失の計上によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	12,508	11,812	281	12,226	11,812
一般貸倒引当金	1,855	1,481	—	1,855	1,481
個別貸倒引当金	10,653	10,331	281	10,371	10,331
賞与引当金	380	376	380	—	376
睡眠預金払戻損失引当金	214	46	28	—	232
計	13,103	12,235	690	12,226	12,421

(注) 当期減少額 (その他) 欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	112	521	194	—	439
未払法人税等	20	218	20	—	218
未払事業税	91	303	173	—	221

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り及び買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取及び買増手数料	(特別口座) 大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 _____ 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び高知市において発行する高知新聞に掲載して行う。 公告掲載URLは次のとおり。 http://www.kochi-bank.co.jp/
株主に対する特典	ありません。

(注) 1. 単元未満株主の権利

当銀行の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 法令により、定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増請求をする権利

2. 平成29年6月27日開催の第137期定時株主総会において、株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）をもって、普通株式及び第1種優先株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する旨が承認可決しております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第136期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 平成28年6月29日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月29日 関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第137期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日） 平成28年8月10日 関東財務局長に提出

第137期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日） 平成28年11月18日 関東財務局長に提出

第137期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日） 平成29年2月9日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成28年7月1日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づいて提出した臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月27日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 慎司 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之 印
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社高知銀行の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社高知銀行が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は当行（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月27日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 慎司 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第137期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は当行（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月28日
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 森下 勝彦
【最高財務責任者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)
	株式会社高知銀行松山支店 (愛媛県松山市南堀端町5番地5)
	株式会社高知銀行東京支店 (東京都千代田区岩本町3丁目10番7号)
	株式会社高知銀行徳島支店 (徳島県徳島市東船場町2丁目32番地)
	株式会社高知銀行大阪支店 (大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号)
	株式会社高知銀行高松支店 (香川県高松市築地町16番17)

(注) 徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取森下勝彦は、当行の第137期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月28日
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 森下 勝彦
【最高財務責任者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)
	株式会社高知銀行松山支店 (愛媛県松山市南堀端町5番地5)
	株式会社高知銀行東京支店 (東京都千代田区岩本町3丁目10番7号)
	株式会社高知銀行徳島支店 (徳島県徳島市東船場町2丁目32番地)
	株式会社高知銀行大阪支店 (大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号)
	株式会社高知銀行高松支店 (香川県高松市築地町16番17)

(注) 徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取森下勝彦は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社である株式会社高銀ビジネスについては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の経常収益の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結経常収益の概ね3分の2に達している事業拠点として当行を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし

5 【特記事項】

該当事項なし